（様式2）

事　案　調　書（戦　略　会　議）

審議日　令和7　年　1　月　10　日

案件名	次期総合計画推進プログラムの策定について								
所　管	市長公室	局区		部	政策	課	担当者		内線	

事案概要

将来像の実現に向け、近年の著しい社会経済情勢の変化に対応しながら各施策を推進するため、総合計画基本計画を戦略的かつ効率的に推進する市総合計画推進プログラムを策定するもの。

審議事項 （庁議で決定したいこと及び想定（希望）している結論）	○基本的視点等 ○「分野横断的に取り組む3つのテーマに基づき取り組む主な事業」及び「本市の個性を生かす分野に基づき取り組む主な事業」 ○施策推進に向けて取り組む「政策的基幹事業」
審議結果 （政策課記入）	○原案のとおり承認する。 ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	将来像の実現及び総合計画基本計画の推進					
	効果測定指標	総合計画基本計画のとおり			施策番号	1～47、 重点テーマ1～3	
		R6	R7	R8			
	事業効果 年度目標						

事業スケジュール　/　事業経費・財源　/　必要人工

○事業スケジュール

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施内容	市民意見聴取						
	庁内調整						
		庁議					
	予算査定						
		推進プログラム（R7～9）策定					
		推進プログラムに基づく施策の推進					

○事業経費・財源　（千円）

項目		補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費（　　費）									
	うち任意分								
特財	国、県支出金								
	地方債								
	その他								
一般財源			0	0	0	0	0	0	0
	うち任意分								
捻出する財源※2									
一般財源拠出見込額			0	0	0	0	0	0	0
元利償還金（交付税措置分を除く）									

捻出する財源概要	
税源涵養 （事業の税収効果）	

○必要人工（事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入）　（人工）

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs 関連ゴールに○									
	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○	○	○	

日程等 調整事項								
条例等の調整		なし	議会提案時期			報道への情報提供		
パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	資料提供		

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
総合計画推進会議 （11/27、12/26）	基本的視点等、政策的基幹事業、重点事業の選定について（調整済）
総合計画推進会議幹事会 （11/25、12/24）	基本的視点等、政策的基幹事業、重点事業の選定について（調整済）
まち・ひと・しごと創生本部会議 （11/12）	重点テーマの取組について（調整済）
SDGs推進本部会議 （11/12）	SDGs推進に係る取組の方向性と主な取組（調整済）

備　考	

潤水都市 さがみはら

令和7年1月10日（金）

戦略会議資料

総合計画推進プログラム

（令和7～9年度）

相模原市総合計画推進プログラムとは

- 相模原市総合計画の実施計画機能を有する行政計画
- 基本計画を戦略的に推進するため、今後3 年間で施策の目標達成に特に効果的と考えられる事業を「政策的基幹事業（基幹事業）」として位置付け、そこに予算や人員を重点的に配分
- 社会経済情勢の変化等に的確に対応するために毎年度更新

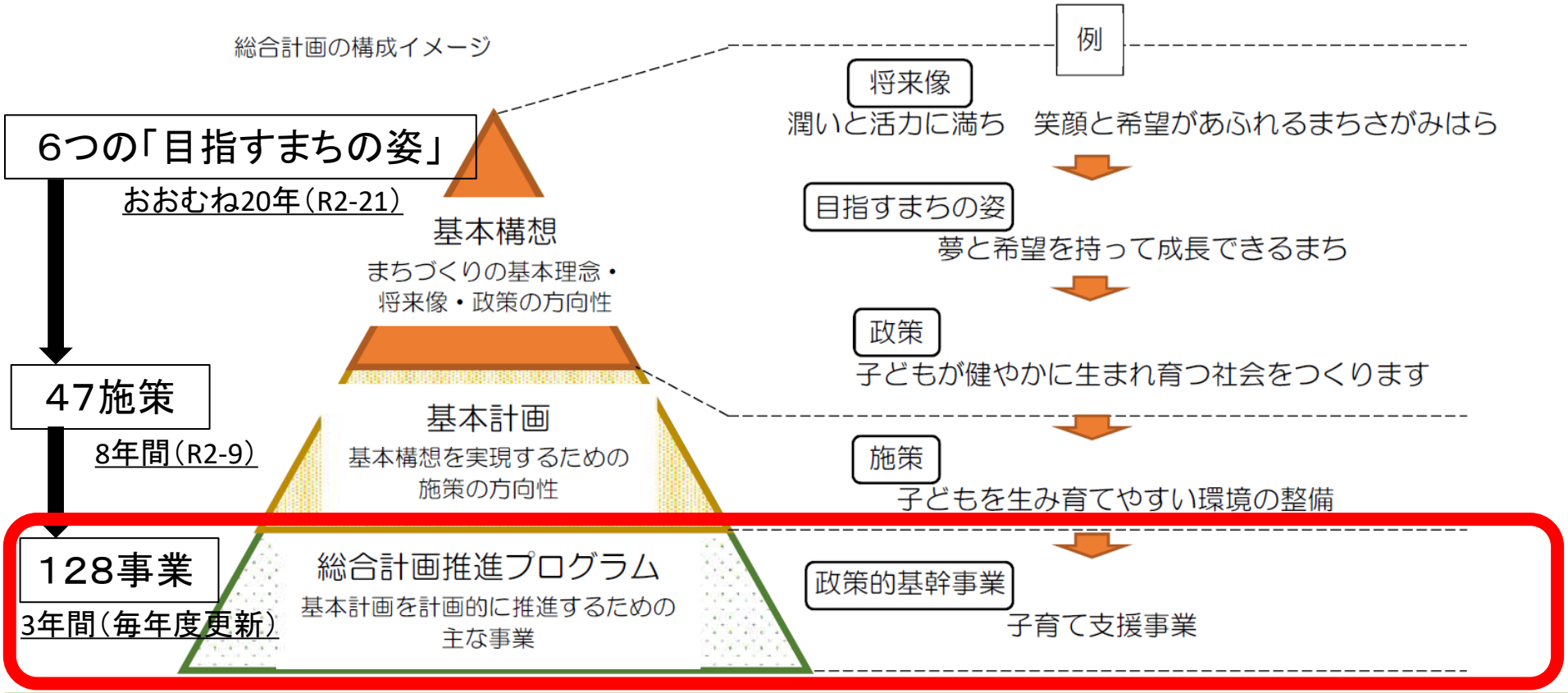

政策的基幹事業

- 基幹事業は、次年度の取組内容と、2年目・3年目の事業の見込みを掲載する
- 施策毎の位置付ける施策数は、原則として3以内とする

※　ただし、重点テーマ等に特に関連性が深い事業等一部例外有

- 基幹事業は、推進プログラムの更新に合わせ、毎年度見直し

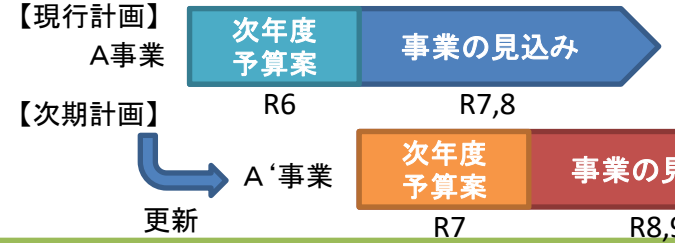

推進プログラムの構成

第１　総合計画推進プログラムについて
　○　総合計画推進プログラムの策定の背景
　○　推進プログラムの概要　　他

第２　基本的視点等
　○　市政運営に当たっての基本的視点
　○　特に重点的に力を入れる取組
　○　本市の個性を生かす分野

R6年度末改革プラン終了に併せ修正

第３　分野横断的に取り組む重点テーマに基づき取り組む主な事業
　○　少子化対策・雇用促進対策・中山間地域対策

第４　本市の個性を生かす分野に基づき取り組む主な事業
　○　子育て分野・教育分野・まちづくり分野

第５　施策推進に向けて取り組む主な事業
　○　目指すまちの姿Ⅰ
　　：
　○　目指すまちの姿Ⅵ

第６　持続可能な行財政運営に向けて
　※　予算編成後に作成

【修正】 第2　基本的視点等

基本的視点

SDGsを踏まえた施策の推進	•分野横断的な取組による複数分野の統合的向上 •共生社会・脱炭素社会の実現
シビックプライドの醸成	•まちづくり・市政への参画 •活力や魅力の向上に資する取組の推進
~~改革プランの着実な推進~~ → 戦略的な都市経営	~~•持続可能な行財政構造構築に向けた事業の見直し~~ •多くの人や企業に選ばれる魅力的なまちづくりを進めるための取組の推進
ポストコロナのまちづくり	•新たな日常を踏まえた事業の創出と見直し

自治体DXの推進

重点施策

特に重点的に力を入れる取組（分野横断的に取り組む重点テーマ）

人口減少・少子高齢化に対応する地方創生の視点に立ち、これらの課題に対応し、将来にわたって活力ある社会を維持していくことを目的とした「対策」に主眼を置く。

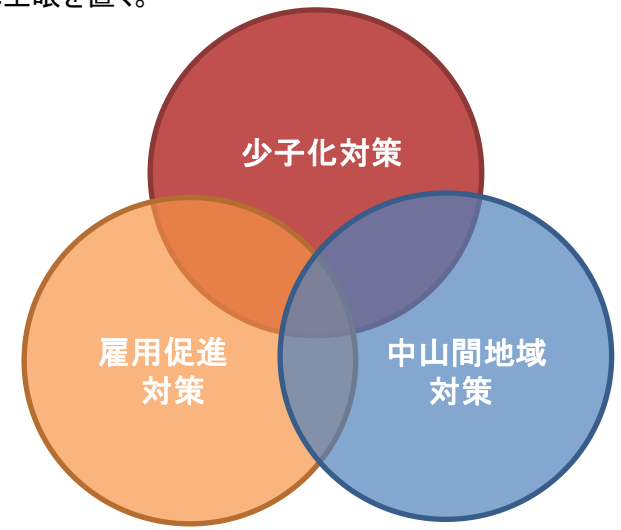

本市の個性を生かす分野

ポストコロナにおけるニーズ、価値観の変化により注目度が高まっている「都市と自然のベストミックス」や、本市の将来のまちづくりの計画などの、本市の個性を効果的に活用した「推進」に主眼を置く。

子育て　教育　まちづくり

今後のスケジュール（案）

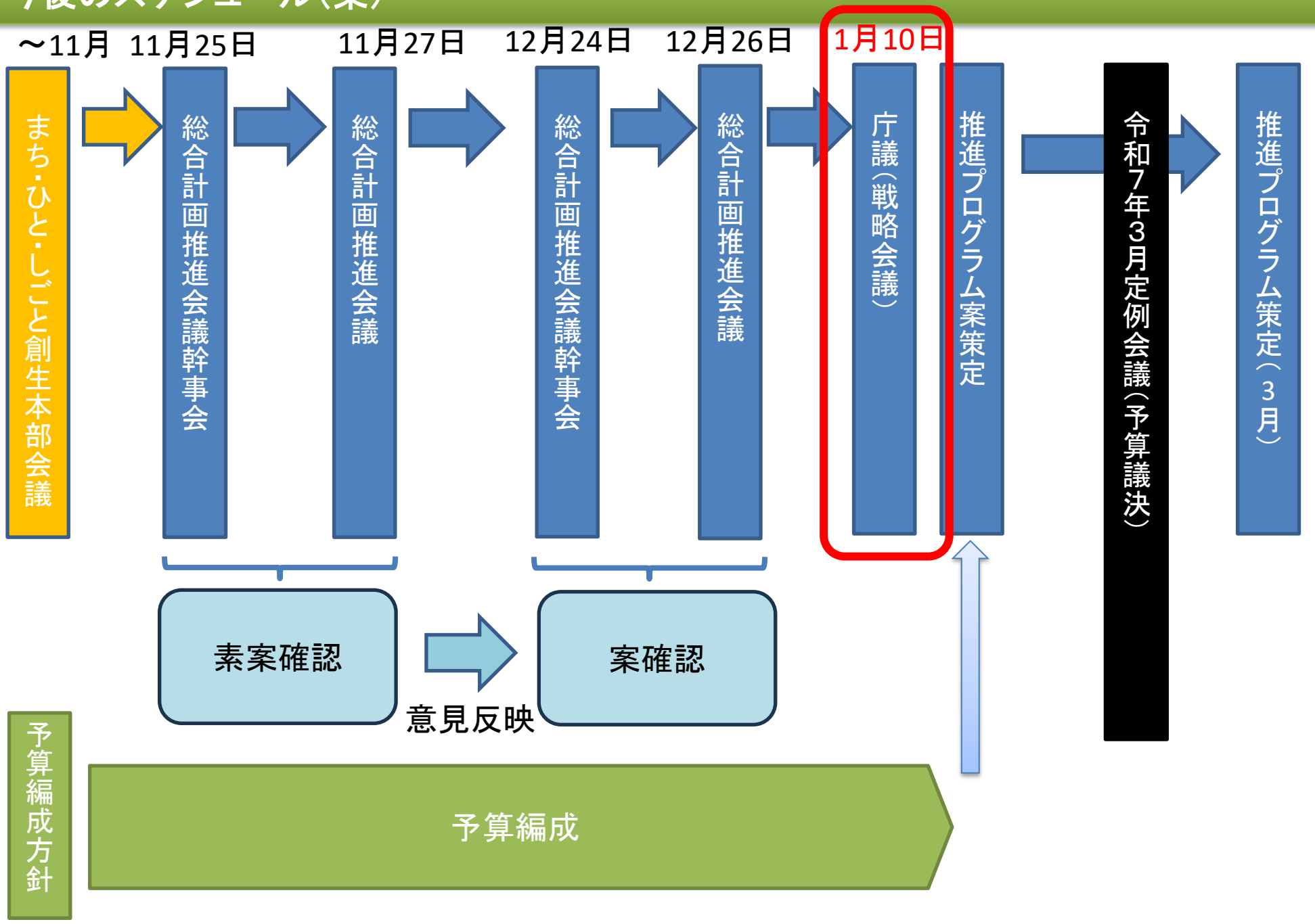
～11月
11月25日
11月27日
12月24日
12月26日
1月10日
まち・ひと・しごと創生本部会議
総合計画推進会議幹事会
総合計画推進会議
総合計画推進会議幹事会
総合計画推進会議
庁議（戦略会議）
推進プログラム案策定
令和7年3月定例会議（予算議決）
推進プログラム策定（３月）
素案確認
意見反映
案確認
予算編成方針
予算編成

（様式2）

事　案　調　書（戦　略　会　議）

審議日　令和7　年　1　月　10　日

案件名	物価高騰に伴う学校給食費の改定について								
所　管	教育	局区		部	学校給食	課	担当者		内線	

事案概要

学校給食法により保護者負担と定められている学校給食費（食材費相当額）については、急速な物価高騰に伴い、現行の負担額では不足が生じている。このことから、学校給食の質を確保するため、学校給食費の改定を行うもの

審議事項 庁議で決定したいこと及び想定（希望）している結論	○ 学校給食費の改定時期について ▶ 令和7年9月（2学期～）に改定する ○ 学校給食費の改定における基本的な考え方について ▶ 条例で規定する上限額は、物価上昇を見込んだ額とする ▶ 規則で規定する徴収額は、必要に応じて年度単位で改定する ○ 学校給食費の改定額について ▶ 改定における基本的な考え方に基づき算定した額とする
審議結果 （政策課記入）	○原案のとおり承認する。

事業効果
総合計画との関連

事業効果	栄養バランスや質を保った学校給食の提供を維持しつつ、持続可能な学校給食を実施する					
効果測定指標				**施策番号**	1、3	
	R6	R7	R8			
事業効果年度目標	・学校給食費不足額への市費対応 ・学校給食費管理条例・規則の改正	・学校給食費不足額への市費対応 ・学校給食費の改定				

事業スケジュール　/　事業経費・財源　/　必要人工

○事業スケジュール

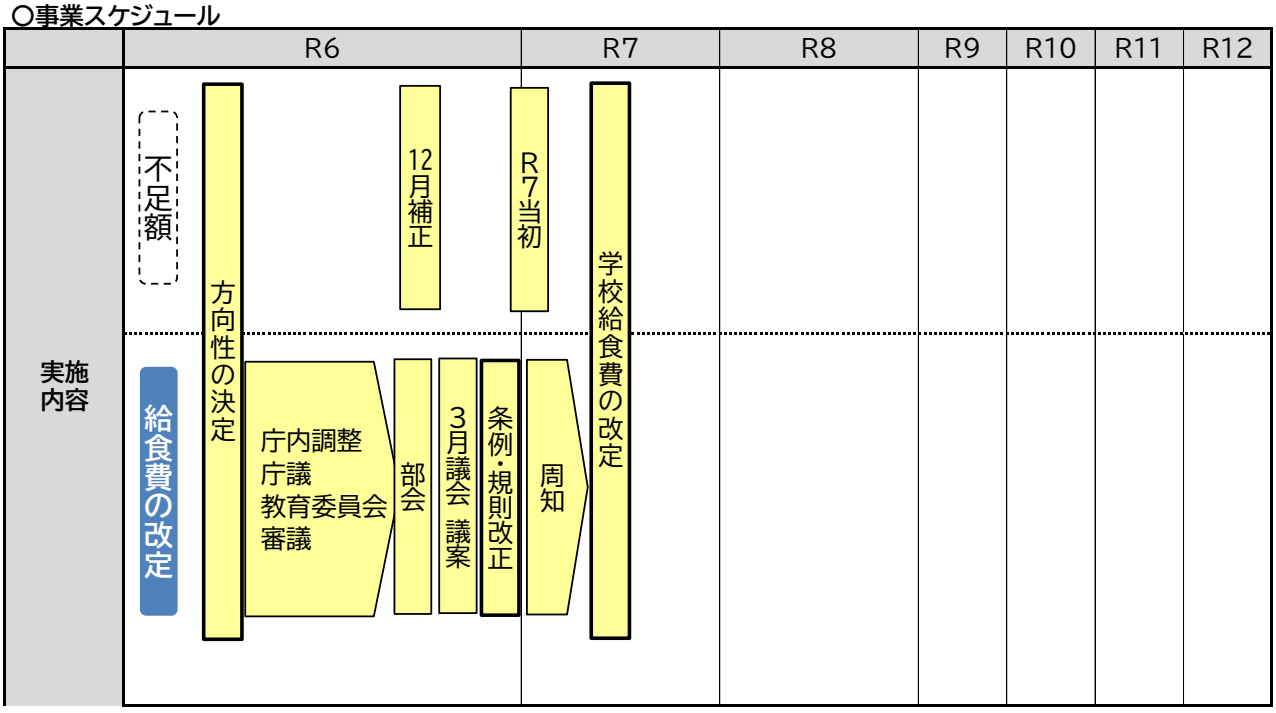

○事業経費・財源　　（千円）

項目		補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費（教育費）				2,194,876					
	うち任意分			2,194,876					
特財	国、県支出金			0					
	地方債			0					
	その他	負担金/基金		1,953,917					
一般財源				240,959					
	うち任意分			240,959					
捻出する財源※2									
一般財源拠出見込額				240,959					
元利償還金（交付税措置分を除く）									

学校給食費の改定の有無や改定額などにより変動するため、現時点では不明

捻出する財源概要	
税源涵養（事業の税収効果）	

○必要人工（事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入）　　（人工）

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs関連ゴールに○									
		○		○					
○									

日程等調整事項								
条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和7年3月	定例会議	報道への情報提供	資料提供	
パブリックコメント	なし		時期	-	議会への情報提供	部会	令和7年1月	

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
政策課	事業内容等について
総務法制課	条例改正等について
財政課	予算について
決定会議（8/27）	案件「物価高騰に伴う学校給食費の保護者負担の軽減及び今後の方向性について」：原案のとおり承認する
関係課長打合せ会議（9/27）	物価高騰に伴う学校給食費の改定について
調整会議（10/8）	原案のとおり上部会議に付議する。 ただし、庁議の意見等を踏まえ、資料を一部修正すること。
決定会議（10/16）	原案を一部修正の上、上部会議に付議する。

備　考	

庁議におけるこれまでの議論	
調整会議の主な議論 （10/8）	【給食費の改定について】 〇（財政課長）給食費を値上げすることのみを審議しているが、値下げする局面となった時には、条例は改正しないのか。 →（教育総務室長）現時点では条例は上限額であるため、改定しない予定であり、翌年度の想定金額が下がった場合は、実際の納付額を定める規則の方で改正する。明らかに物価下落等の情勢が変わってきた局面では、条例を改正することを検討する予定である。 →（財政課長）物価が下落する局面では、条例に定める上限額と規則に定める徴収額の金額差が開き続けるというイメージか。 →（教育総務室長）物価の下落を見越して、条例の金額を引き下げることを検討する必要があると考えている。 →（財政局長）資料7ページの規則規定の判断基準は、プラスマイナス10円程度と記載があるので、規則ではマイナスも想定されているようにみえる。条例には値上げしか記載していないので、長いスパンで考えれば物価が下落する可能性もあるため、条例についても記載があってもいいのではないか。 →（政策課長）「条例額に大幅な変動が生じる場合は改定する」等の表現であればプラスもマイナスも表現できるのではないか。修正を行うかについては、総務法制課と調整されたい。 〇（経営監理課長）今の実態経済の中で平均4％ぐらいで積算しているが、前年度の数値は急上昇している。算出方法が今の経済動向からみて問題ないのか。確証をもって算定されているのか。 →（学校給食課長）トレンドを見る点と、直近だけ見る点のそれぞれに長短があるため、状況に応じて、3年から5年ぐらいの幅の中で動向を見て決めていくことを想定している。例えば、直近の急激な上昇を過去5年ぐらい見てしまうと、均されてしまい、実態と乖離するので、そういった部分を配慮しながら算定していくことになる。 〇（財政課長）文部科学省が給食の無償化に関する調査をして、3割ぐらいが無償化しているとの結果が出ているが、その結果を踏まえて国として必要な対策を講じると書いてあるが、その後何か動きはあるか。 →（学校給食課長）今のところの動きはない。 【給食費の一部無償化（負担軽減策）について】 〇（総務法制課長）学校給食課で検討していた負担軽減策としての給食費一部無償化は今回の庁議では織り込まないということでよいか。 →（教育総務室長）その部分については、こども・若者未来局が所管する「（仮称）相模原市子育て応援条例の制定に伴う令和7年度新規事業について」の庁議資料を決定会議以降に織り込んでいくこととき検討している。結果としては、子育て負担軽減策としてエントリーしたが、採用されなかったことを示したい。 〇（経営監理課長）さきほど質問にもあがったが、一部無償化の話を改めて聞きたい。 →（教育総務室長）「（仮称）相模原市子育て応援条例の制定に伴う令和7年度新規事業について」の庁議資料で、多子世帯の学校給食費の無償化について検討したが、今回は採用されなかったという趣旨の内容が含まれている。同資料を決定会議以降は参考資料として織り込んでいく。提案はしたが、今回の軽減策からは除かれたということである。 →（経営監理課長）その意図は、まだ議論があるということか、それともエントリーから漏れたという事実を共有するものか。 →（教育総務室長）給食費の改定の方向性の庁議に諮った際に、改定の際には負担軽減策も併せて示すべきとの意見があったので、その資料を添付した上で、決定会議にかけたいと考えている。給食費の負担軽減はないけれども、市全体として、負担軽減策については別途検討していて、その上で給食費の改定の庁議をあげているということを説明するもの。 ＜＜原案のとおり上部会議に付議する。 　ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。＞＞

決定会議の主な議論 （10/16）	【給食費の改定ついて】 〇（市長公室長）調整会議においても議論されているが、物価が下落した場合の対応について確認したい。 →（学校給食課長）資料5ページに記載されているとおり、想定単価が上限額を大幅に下回った場合においても改定するものとした。 〇（市長公室長）上限額を条例、徴収額を規則で規定しているが、規則改正の市長決裁だけで徴収額を決定できる仕組みは、制度上、問題はないか。 →（総務法制課長）規則において定められた徴収額が、条例に定められた上限額を超えるものではないため、問題ない。 〇（財政局長）前回改定時における単価増はどの程度か。 →（学校給食課長）1食あたり、小学校が10円、中学校が15円である。 〇（市長公室長）今回の給食費の改定については、子育て世帯の負担軽減策と併せて示す必要があると考える。一方で、負担軽減策については、市全体としての方針を固めるまでに時間を要する。本件については12月部会において説明を予定しているが、負担軽減策と併せて合意形成を図る必要があると考える。例えば年明けに臨時で部会を行うなどの対応は可能か。 →（総務法制課長）調整させていただく。 →（学校給食課長）スケジュール確定後、事案調書及び資料を修正する。 【給食費無償化に係る国の動向について】 〇（総合政策・地方創生担当部長）給食費の無償化について、国の動向を確認したい。 →（学校給食課長）今のところ具体的な動きはないものと承知している。 【政令指定都市の状況について】 〇（総合政策・地方創生担当部長）給食費改定に伴う増額分を公費負担している自治体が多いと思うが、増額改定のみを決定した自治体はあるか。 →（学校給食・規模適正化担当部長）川崎市がこれから改定を予定しているが、同市も給食費の改正は保護者の負担増となることから、慎重に審議していると聞いている。保護者負担の軽減策と併せて提案するのではないか考えている。 【給食費の一部無償化（負担軽減策）について】 〇（総務法制課長）給食費の一部無償化について、関係課長打合せ会議の時から話題にのぼっていたが、調整会議においては審議事項ではなかった。審議事項としなかった理由を確認したい。 →（教育総務室長）負担軽減策は市全体の取組の中で議論するものであり、給食費改定の庁議において議論するものではないと考えている。調整会議に付議する前段階において、少子化対策及び（仮称）子育て応援条例に伴う施策の双方に負担軽減策としてエントリーはしていたが、令和7年度に実施する施策としては採用されなかった。 ＜＜原案を一部修正し、上部会議に付議する。＞＞

物価高騰に伴う学校給食費の改定について

【概要】

学校給食法により保護者負担と定められている学校給食費(食材費相当額)については、急速な物価高騰に伴い、現行の負担額では不足が生じている。このことから、学校給食の質を確保するため、学校給食費の改定を行うもの

【学校給食費（現行）】※令和２年度改定

	方式	年額	月額	1食当たり
小学校 及び 義務教育学校(前期課程)	自校方式 センター方式	５０，６００円	４，６００円	２７０円
中学校 及び 義務教育学校(後期課程)	センター方式	５８，３００円	５，３００円	３１０円
デリバリー給食（中学校）		－	－	３３０円

方向性

○ 食材費の高騰に伴い、学校給食費の改定は必要

○ 改定時期は令和７年９月（２学期～）を目途

○ 学校給食費の改定まで（令和６年度及び令和７年度１学期分）の不足分は、**市費で対応**

○ 不足分への市費投入における予算のあり方として、**新たな基金制度を創設**

○ **学校給食費の改定及び子育て世帯への負担軽減策**は、今後検討の上改めて庁議に諮る

▶ 学校給食費の改定【本件の審議事項】

※ 子育て世帯の負担軽減策については、一括審議案件「物価高騰に伴う学校給食費の保護者負担の軽減について」及び別案件「本市の子育てのための令和７年度新規事業について」で審議

1　学校給食費の改定時期

食材費が現行の学校給食費をすでに超過していることに加え、今後も物価は上昇していくことが想定されることから、**学校給食費を改定**する

○ 学校給食費の改定には、**条例改正**が必須　※学校給食費の年額上限額を規定

○ **規則も改正**が必要　※学校給食費の月額・１食当たりの額等を規定

○ 分かりやすさや事務負担、減額等の対応などから、年度当初の改定が望ましいが、昨今の急速な物価高騰へ対応するため、**最短の期間**で改定

➡ **令和７年３月に条例・規則改正し、令和７年９月（２学期）に改定（施行）**

＜想定スケジュール＞

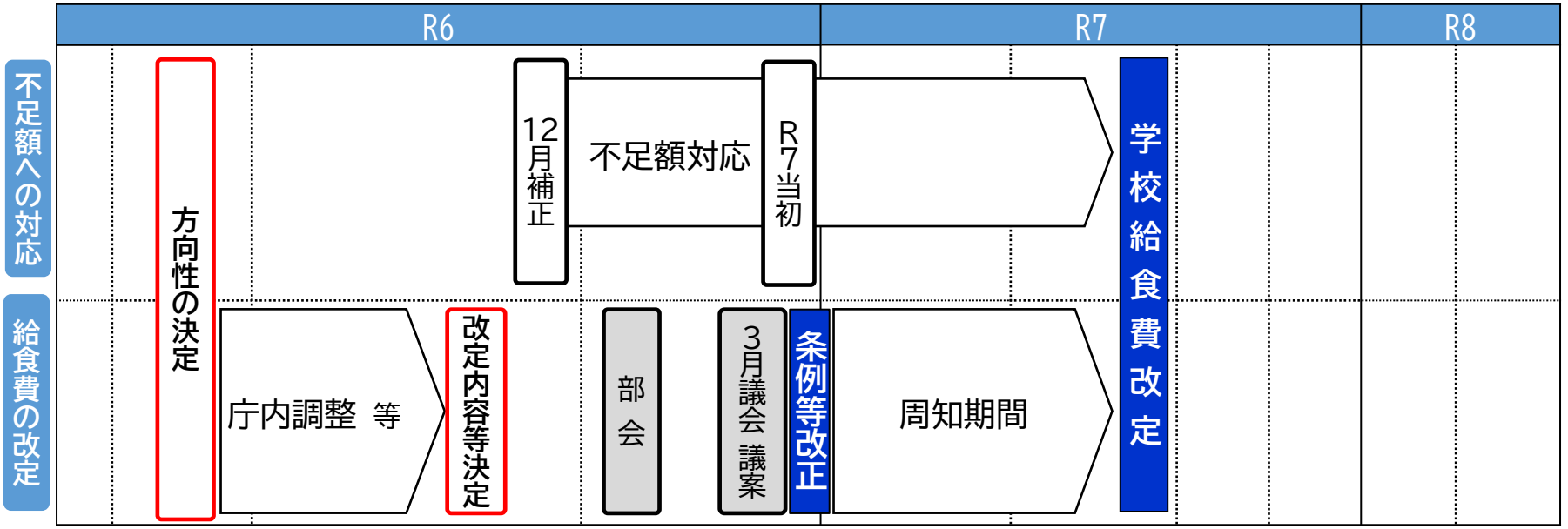

2 学校給食費改定に向けた基本的な考え方

【学校給食費の管理に関する条例・施行規則の規定】※公会計分のみ

	条項等	項目	内容等
条例	第3条第2項	学校給食費の徴収	○ 学校給食費の額は、条例で定める額を超えない範囲内で規則に定める額とする ➡ 年額の上限額を規定しており、徴収額は規則で規定
規則	第4条第1項/別表2	学校給食費の額	○ 小・中学校の区分ごと(完全給食・牛乳なし・牛乳のみ)の月額及び１食当たりの額を規定 ➡ 保護者から徴収する額を規定
	第4条第2項～第4項	学校給食費の減額	○ 実施予定日数185日を下回る場合、未実施日がある場合等の学校給食費の減額方法などを規定

※ 中学校デリバリー給食の額は、私会計のため、要綱で１食当たりの額を規定

今後、物価変動等に応じて、適時・適切に学校給食費の額を見直すため、学校給食費の改定に係る基本的な考え方を定める必要がある

基本的な考え方① 上限額と徴収額のあり方

○ 現行では、条例の上限額(年額)と規則の徴収額(月額×11か月＝年額)は、同額である

○ 今後も物価上昇の継続が見込まれる

➡ 条例で規定する上限額は、当面(３年を想定)の物価高騰に対応できるよう、物価上昇分を見込んだ額とし、

規則で規定する徴収額については、食材費の購入実績等に基づき算定し、条例の上限額の範囲内で額を規定し、必要に応じて年度単位で改定

基本的な考え方② 改定に向けた条件設定

次のとおり条件を設定し、想定される学校給食費の単価(想定単価)が規定されている現行の学校給食費(現行単価)と比較して一定の過不足が見込まれるとき、学校給食費の改定を検討する

	条例規定(上限額)	規則規定(徴収額)
改定予定時期	原則３年に一度（※1）	年度ごと
判断時期	改定年度の前年度の５月ごろに改定の要否、１０月ごろまでに改定額を決定	
判断指標	・主食(ごはん・パン)及び牛乳の実績単価 ・副食(主な食材)の消費者物価指数の年度平均値 ➡ 平均上昇率から翌年度以降の想定単価を算出	
判断基準	想定単価 ＞ 上限額（※2）	現行単価 － 想定単価 ＝ ±10円程度
改 定 額	３年後の想定単価	翌年度の想定単価

※1…３年を待たずして上限額を超える見込が生じた場合は改定する

※2…想定単価が上限額を大幅に下回った場合にも改定する

3 学校給食費の改定額（公会計：小・中学校分）

令和２年度から令和５年度までの主食・牛乳・副食それぞれの上昇率から、令和７年度から令和１０年度まで(上限額維持想定期間)の想定単価を算出

【想定単価】 ※ 米の単価が令和6年11月に値上げされた結果を反映

	現行 １食当たり	Ｒ６ (実績)	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	現行(R2) 対R10差額
小学校	270円	291.8円	313.0円	324.2円	335.9円	347.9円	+77.9円

小学校

【規則(徴収額)】
313.0円×185日＝57,905円　57,905円/11か月＝月額 5,300円
5,300円×11か月＝年額 58,300円
58,300円/185日＝１食当たりの額 310円

【条例(上限額)】
347.9円×185日＝64,361円
64,361円/11か月＝月額 5,800円
5,800円×11月＝年額 63,800円

	現行 １食当たり	Ｒ６ (実績)	Ｒ７	Ｒ８	Ｒ９	Ｒ１０	現行(R2) 対R10差額
中学校	310円	359.0円	390.7円	404.1円	417.9円	432.2円	+122.2円

中学校

【規則(徴収額)】
390.7円×185日＝72,279円　72,279円/11か月＝月額 6,600円
6,600円×11か月＝年額 72,600円
72,600円／185日＝１食当たりの額 390円

【条例(上限額)】
432.2円×185日＝79,957円
79,957円/11か月＝月額 7,300円
7,300円×11か月＝年額 80,300円

3 学校給食費の改定額（公会計：小・中学校分）

改定額（案）

※ 米の単価が令和6年11月に値上げされた結果を反映

		条　例（上限額）	規　則（徴収額 ※R7.9～）						
		年　額（完全給食）	年　額（完全給食）	月　額			1食当たり		
				完全給食	牛乳なし	牛乳のみ	完全給食	牛乳なし	牛乳のみ
小学校	現　行	50,600	50,600	4,600	3,700	900	270	215	55
	改定後（増額分）	**63,800**（+13,200）	**58,300**（+7,700）	**5,300**（+700）	**4,200**（+500）	**1,100**（+200）	**310**（+40）	**245**（+30）	**65**（+10）
中学校	現　行	58,300	58,300	5,300	4,400	900	310	255	55
	改定後（増額分）	**80,300**（+22,000）	**72,600**（+14,300）	**6,600**（+1,300）	**5,500**（+1,100）	**1,100**（+200）	**390**（+80）	**325**（+70）	**65**（+10）

4 学校給食費の改定額（中学校デリバリー）

中学校デリバリーの学校給食費についても、基本的に公会計と同様の考え方により改定額を決定

【近年の推移及び想定単価】

	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
単価	315円	330円	330円	345円	360円	372.17円	410.4円	424.8円

改定額（案）：４１０円
（現行＋80円）

5　子育て世帯の負担軽減策（国及び他自治体の動向）

【国】

- 財源の確保やアレルギー等で喫食していない児童生徒への対応などの課題を踏まえ、全国で学校給食費の無償化を行うべきかどうか、子育て支援や少子化対策の観点からも丁寧に議論を進めるとしている。
- 立憲民主党など野党３党が公立の小中学校等の学校給食費を無償化する法案を提出

【東京都】

- 東京都は無償化を実施する都内自治体に対し補助
  （令和6年度1・2学期は**半額**、3学期から**8分の7に拡充**）
- ２３区、八王子市(R6年度2学期～)、町田市(R6年度3学期～)などが無償化
- 東京都が８分の７補助することで、都内の全自治体が令和６年度３学期から完全無償化することが想定される

【指定都市】

自治体	小学校	中学校	備考
大阪市	完全無償化	完全無償化	
千葉市	一部無償化	一部無償化	第3子以降
さいたま市	R6年度学校給食費改定		増額分は公費負担
神戸市	R6年度学校給食費改定		小学校は増額分、中学校は給食費の半額分を公費負担
川崎市	R7年度学校給食費改定予定		増額分を保護者、公費負担のいずれかとするかは未定

POINT！

他の自治体では、保護者の負担増となる学校給食費の増額改定のみならず、小･中学生のいる
子育て世帯に対する負担軽減策を実施

学校給食費改定まで(令和７年度１学期分)の現行の学校給食費の不足分については、**令和７年９月改定額の増額分**と同じ、**１食当たり、小学校４０円、中学校(センター方式)８０円、中学校(デリバリー)８０円を市費負担**する。

【学校給食費改定まで(令和７年度１学期分)の市費負担額】

【小学校】
予定食数：２，０６３，０９５食(R6.4-7実績)
@40円×2,063,095食 ＝ **８２，５２４千円**

【中学校(センター方式)】
予定食数：６１，４２４食(R6.4-7実績)
@80円×61,424食 ＝ **４，９１４千円**

【中学校デリバリー給食】
予定食数：４５５，３３４食(R7.4-7契約上限)
@80円×455,334食 ＝ **３６，４２７千円**

➡ **市費負担額**
１２３，８６５千円

＜令和７年度当初予算要求額(１年度分)＞
【小学校及び中学校】食材費：2,097,954千円(小：2,023,474千円、中：74,480千円)
【中学校デリバリー】負担金：　96,922千円　➡ 合計 ２，１９４，８７６千円
※このほか、保護者等への周知費用などが必要

学校給食費の改定

○ 食材費の高騰に伴い、学校給食費を令和７年９月（２学期～）に改定

○ 学校給食費の改定における基本的な考え方を設定

① 条例で規定する上限額は、物価上昇を見込んだ額

② 規則で規定する徴収額は、必要に応じて年度単位で改定

○ 今回の学校給食費の改定額について、改定における基本的な考え方に基づき算定

子育て世帯への負担軽減策

○ 「子育てするなら相模原」「教育を受けるなら相模原」の実現に向け、保護者の負担増となる学校給食費の増額改定のみならず、小・中学生のいる子育て世帯に対する負担軽減策が必要

（様式2）

事　案　調　書（戦　略　会　議）

審議日　令和7　年　1　月　10　日

案件名	物価高騰に伴う学校給食費の保護者負担の軽減について								
所　管	教育	局区		部	学校給食	課	担当者		内線	

事案概要

学校給食費の増額改定に当たって、「子育てするなら相模原」「教育を受けるなら相模原」の実現に向け、保護者の負担増となる学校給食費の増額改定のみならず、小・中学生のいる子育て世帯に対する負担軽減策が必要であることから、学校給食費の増額分を市費で負担するもの

審議事項（庁議で決定したいこと及び想定（希望）している結論）	○ 学校給食費の増額改定に伴う負担軽減について ▶ 令和7年度については、学校給食費の増額分を市費で負担する
審議結果（政策課記入）	○原案のとおり承認する。

事業効果総合計画との関連	事業効果	子育て世帯の負担軽減					
	効果測定指標				施策番号	1、3	
		R6	R7	R8			
	事業効果年度目標		・学校給食費の改定 ・学校給食費の増額分の市費負担				

事業スケジュール　/　事業経費・財源　/　必要人工

○事業スケジュール

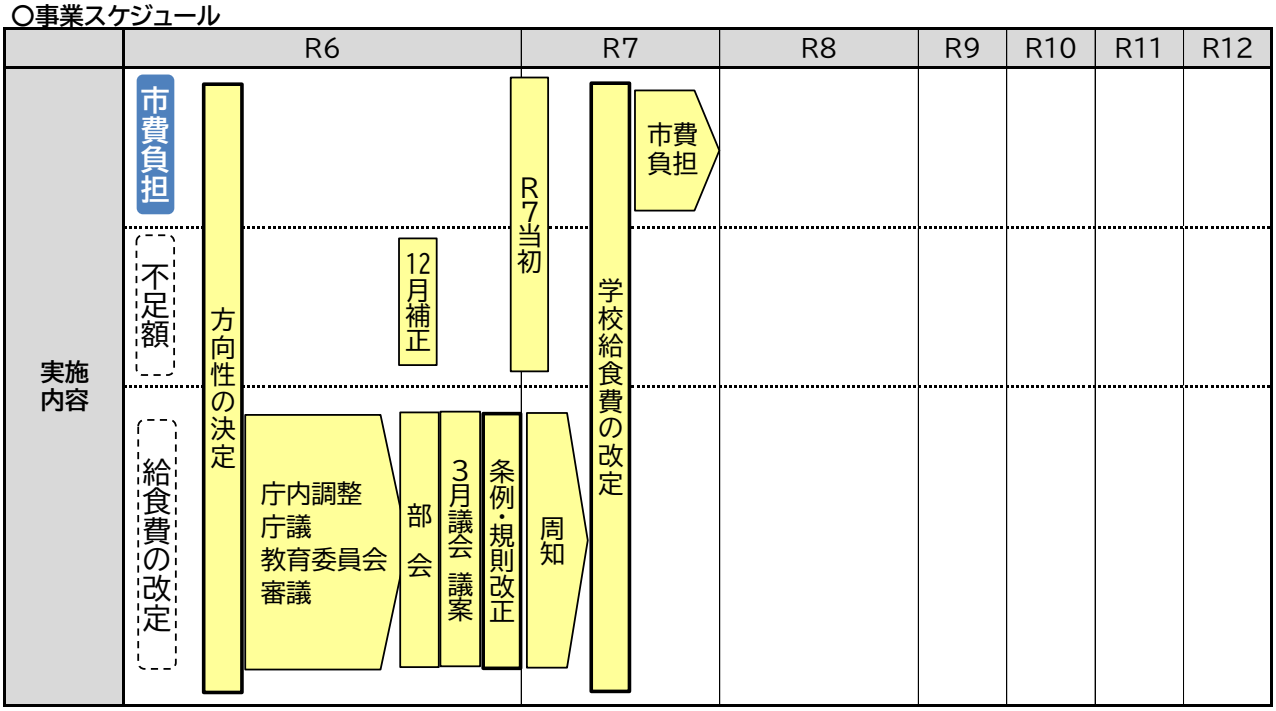

○事業経費・財源　　（千円）

項目		補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費（教育費）				223,800					
	うち任意分			223,800					
特財	国、県支出金			0					
	地方債			0					
	その他	基金		223,800					
一般財源				0					
	うち任意分			0					
捻出する財源※2									
一般財源拠出見込額				0					
元利償還金（交付税措置分を除く）									

市費負担の期間や、学校給食費の改定の有無・改定額によるため、現時点では不明

捻出する財源概要	
税源涵養（事業の税収効果）	

○必要人工（事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入）　　（人工）

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs関連ゴールに○									
		○		○					
○									

日程等調整事項								
条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和7年3月	定例会議	報道への情報提供	資料提供	
パブリックコメント	なし		時期	-	議会への情報提供	部会	令和7年1月	

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
調整会議（11/8）	原案を一部修正し、上部会議に付議する。
決定会議（11/14）	原案のとおり上部会議に付議する。

備　考	

庁議におけるこれまでの議論	
調整会議の主な議論 （11/8）	【審議事項について】 〇（政策課長）審議の前提として、支援策は物価高騰に伴う一過性のものなのか。それとも、条例改正に基づく直久的なものなのか。議論の姿勢が異なるため、先ずは確認させていただきたい。 →（教育総務室長）物価高騰に伴う支援である。 【今後の方向性について】 〇（経営監理課長）今後の方向性について、仮に、次回も給食費を増額改定する場合、さらに支援していくのか。今後、様々な可能性がある中で「当分の間」をどのように考えているのか。 →（教育総務室長）物価高騰が続き保護者の負担が増すのであれば、継続していくと考える。 →（経営監理課長）さらなる増額改定だとしても、その分を継続して支援していくのか。 →（教育総務室長）原因が物価高騰に伴う改定であれば、支援を継続する考えとなる。 →（経営監理課長）支援を実施する場合、条例に位置付けるのか。 →（総務法制課長）条例は上限額を定めており、規則に実徴収額を規定している。 →（総務法制課長）支援を実施する場合は、規則を改正せずに公費負担をする。 〇（総務法制課長）今後の方向性について、「当面の間」は令和7年度から令和9年度の3か年を想定しているが、条例改正の考え方は3年に1回の見直しとしており、3年間支援するのであれば、給食費の改定が必要ないのではないかとの話になり、条例改正も形式的なものになってしまう。もし、支援を実施するのであれば、現在審議している多子世帯や小学校1年生への負担軽減の方がインパクトがあると考える。また、保護者の支払額が変わるわけではないため、打ち出し方が難しく、金額も多額のため、是非アピールしていただきたい。 〇（教育総務室長）総務法制課長から意見について、「当分の間」を3年間として提案させていただいたものではない。市費負担額の想定についても、継続した場合の額を示させていただいたものである。主食の米の金額により変わってくるものであり、米の価格が下がり正常に戻り、給食費自体があまり高くならなければ、当然、支援を終了する可能性があると考える。そういう意味で「当分の間」と表記している。 →（総務法制課長）支援を実施するのであれば、先ずは令和7年度のみとした方がよいのではないか。令和8年度以降は、今後の状況を踏まえ中で検討するのであれば、条例を改正する意味もあるのではないかと考える。 →（政策課長）同意見である。急激な物価高騰に伴う支援ということであれば、各年度で判断すればよいと考える。 →（教育総務室長）「当分の間」としているが、実施についてはその都度判断する考えである。 【地方創生臨時交付金等の国庫補助について】 〇（財政課長）物価高騰対策による交付金が措置されなければ実施しないのか。 →（政策課長）令和7年度は実施する方向で進める。 →（総務法制課長）市費であれば令和8年度についてもという議論になるが、経営監理課長の意見でもある半額という考え方もある。 【財政支援について】 〇（財政課長）学校と保育所等で支援の姿勢が異なるように感じる。基本的な考え方として、物価高騰により給食費が上がり、それに対する支援策と理解している。国から交付金が措置されれば財源更正するということだが、措置されなかった際は市費を投入することになる。つまり、市がその部分を負担するという意思表示となり、令和7年度のみということにできないのではないか。交付金が措置されるから取り組むものではなく、市費を投入する姿勢を示すのであれば、支援の期間を限定的にするものではないと考える。 〇（経営監理課長）現在審議している多子世帯や小学校1年生の負担軽減について、どちらの施策が市としてインパクトを持って継続的に支援していくべきなのか、本当に必要なものなのか。給食費を増額することを市民に理解してもらう必要もあると考える。例えば、支援の検討にあたり半額を負担するなどの議論はなかったのか。 →（教育総務室長）法律上は保護者負担が基本的となるが、他市や周辺自治体の情勢を考慮し、都市間競争などに耐えられないのではとの構図で提案させていただいた。 →（経営監理課長）説明資料内にも「他自治体も無償化に取り組む中」というフレーズがあるが、現在審議している案件でも十分にインパクトがあると考える。増額分全額を支援する必要が継続的にあるのかという点については課題提議とさせていただく。 【その他】 〇（財政課長）今回の支援策は、「（仮称）相模原市子育て応援条例」に紐づく事業とするのか。 →（教育総務室長）子育て支援として、子育て施策全体のパッケージに位置付けるものである。 ＜＜原案を一部修正し、上部会議に付議する。＞＞

決定会議の主な議論 （11/14）	【今後の方向性について】 〇（総務局長）給食費の価格改定後の増額分に市費を投入すると、利用者はこれまでと支払金額が変わらないため、給食費が増額したと感じづらく、市の子育て支援策として伝わりにくいのではないか。市費を投じるとなると、施策の打ち出し方にも工夫が必要であると考えるが、見解を伺う。 →（学校給食・規模適正化担当部長）食材調達のため、物価高騰に伴う増額改定は必要と考えている。これまでも給食に関する情報発信をしている中で、昨年度、国の交付金を活用した際も保護者に対して公費負担による支援の周知は行っていたので、今後も機会を捉えて適切な周知を行っていく。また、新入生に関しては保護者説明会などを通じて伝えていく場を設ける。 →（総務局長）公費負担という部分が前向きに伝わるよう、お願いしたい。 〇（総合政策・地方創生担当部長）2つの局の事案調書のスケジュールの見え方が異なるのが気になる。上部会議に付議する場合は、揃えた方がよいと考える。議会に対する説明についても、改定と合わせて支援の方向性を伝えるのもひとつの手段であると考える。 【教職員の給食費徴収状況について】 〇（財政局長）教職員の給食費の徴収金額を伺う。 →（学校給食・規模適正化担当部長）現在270円を徴収している。 →（財政局長）物価高騰に伴う増額分を徴収していない理由を伺う。 →（学校給食・規模適正化担当部長）教職員の徴収金額については要綱で定められているため、要綱改正が必要である。 →（財政局長）教職員の増額分を市費で補填するのは適切ではない。早急に要綱を改正し、適正価格を徴収するべきである。 →（学校給食・規模適正化担当部長給食）課題と認識しているので、早急に要綱改正を行う。 【政令指定都市の状況について】 〇（財政局長）資料中に、相模原市の周辺の近隣市はほとんど学校給食の無償化を行っているとあるが、経常収支に差がある中で同じように無償化を検討することは出来ない。 →（学校給食・規模適正化担当部長給食）全額無償化については、教育局としても難しいと考えている。ただし、近隣市が全額無償化を進める中で、相模原市だけ増額改定のみを行うのは説明がつかないと考えているため、増額分の支援を提案している。 →（財政局長）横浜市・川崎市の動向を伺う。 →（学校給食・規模適正化担当部長）川崎市は規則で増額改定を予定しており、支援策については検討中と伺っている。 →（学校給食課総括副主幹）横浜市は、昨年度から繰り越した交付金を活用している。 【保護者負担の軽減となる対象者について】 〇（財政局長）私立の小中学校に通っている児童・生徒は支援の対象となるか。 →（学校給食・規模適正化担当部長）対象ではない。 ＜＜原案のとおり上部会議に付議する。＞＞

物価高騰に伴う学校給食費の保護者負担の軽減について

【概要】

　学校給食費の増額改定に当たって、「子育てするなら相模原」「教育を受けるなら相模原」の実現に向け、保護者の負担増となる学校給食費の増額改定のみならず、小･中学生のいる子育て世帯に対する負担軽減策が必要であることから、学校給食費の増額分を市費で負担するもの

1　近隣自治体の学校給食費の無償化の状況

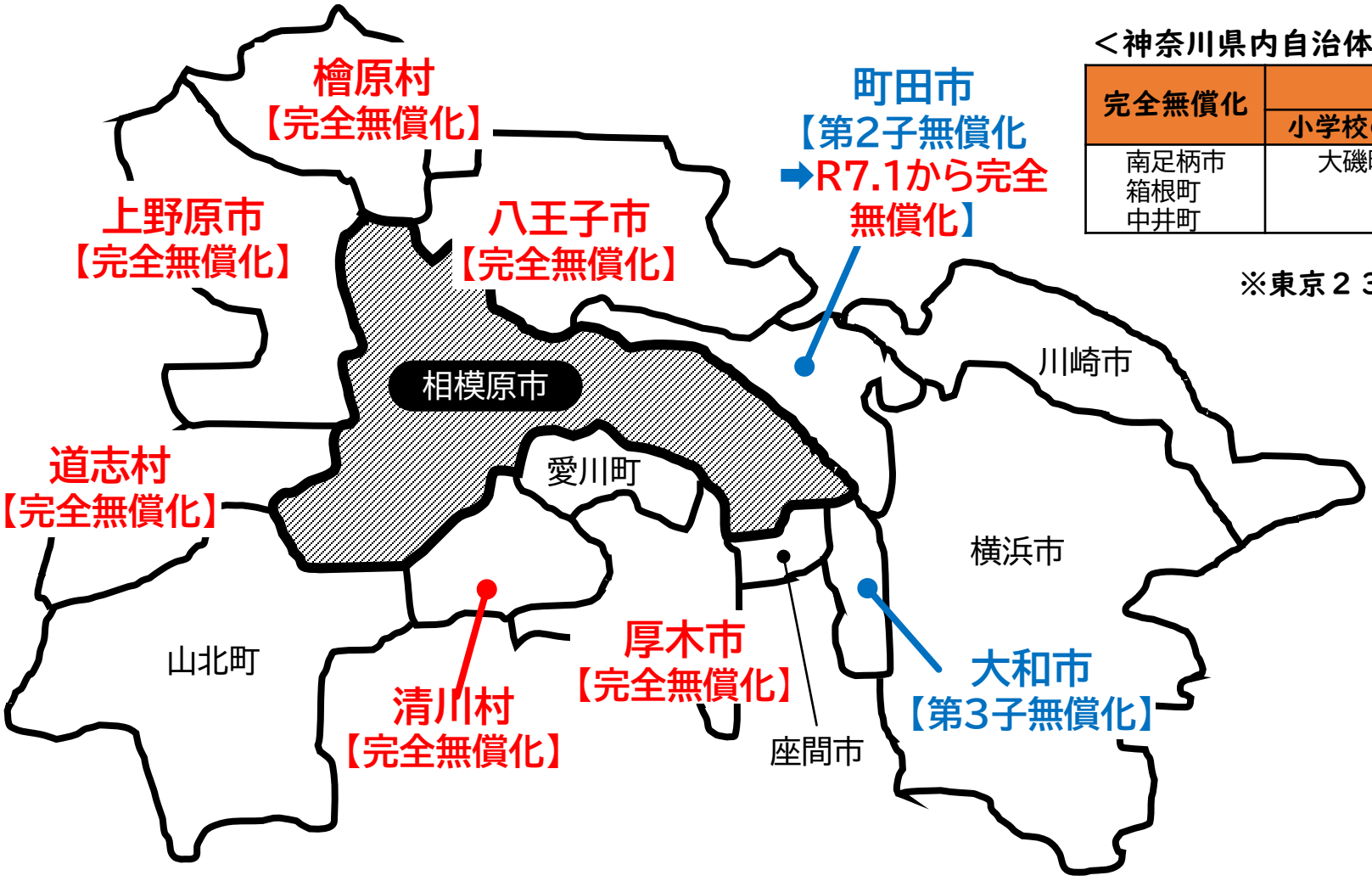

＜神奈川県内自治体その他の状況＞

完全無償化	一部無償化	
	小学校のみ	中学校のみ
南足柄市 箱根町 中井町	大磯町	二宮町

※東京２３区は完全無償化

・学校給食費は保護者負担とされているとはいえ、東京都をはじめとする近隣自治体における学校給食費の無償化が拡大している。

・昨今の物価高騰が家計に大きな影響を与えている中、子育て世帯に更なる負担増を強いることになる。

➡　**増額分を市費負担とする**

１　学校給食費の改定による増額分の市費負担額について

子育て世帯の負担軽減（学校給食費の改定による負担増はしない）という観点から、令和７年９月の**学校給食費改定後(令和７年度２・３学期分)**についても、保護者からの徴収額については、**改定前の額に据置き、１食当たり、小学校４０円、中学校(センター方式)８０円、中学校(デリバリー)８０円を市費負担**する。

【学校給食費改定後(令和７年度２・３学期分)の市費負担額】

【小学校】
予定食数：３，８７０，８５２食(R7.9-R8.3想定)
@40円×3,870,852食 ＝ **１５４，８３４千円**

【中学校(センター方式)】
予定食数：１０５，８８６食(R7.9-R8.3想定)
@80円×105,886食 ＝ **８，４７１千円**

【中学校デリバリー給食】
予定食数：７５６，１９１食(R7.9-R8.3契約上限)
@80円×756,191食 ＝ **６０，４９５千円**

➡ **市費負担額**
２２３，８００千円

＜令和７年度市費負担額（改定前の不足額市費対応分含む）＞

【小学校及び中学校】２５０，７４３千円(小：237,358千円、中：13,358千円)
【中学校デリバリー】　９６，９２２千円　　➡ 合計　３４７，６６５千円

２　今後の方向性について

令和８年度以降も市費負担を継続するかについては、物価の変動状況や、学校給食費の無償化等の国の動向などを注視しつつ、判断していくものとする。

【参考】同額を市費負担していく場合の実質の市費負担額の想定

	R7年度	R8年度	R9年度
小学校	２．３７億円	２．３７億円	２．３７億円
中学校(ｾﾝﾀｰ方式)	０．１４億円	０．６５億円	１．９６億円
中学校デリバリー	０．９７億円	０．７６億円	－

※令和8年12月から中学校が全員喫食となり、選択制でなくなることから、増額となる

（様式2）

事　案　調　書（戦　略　会　議）

審議日　令和7　年　1　月　10　日

案件名	物価高騰に伴う公立保育所・認定こども園の給食費の改定及び子育て世帯への経済的支援について								
所　管	こども・若者未来	局区		部	保育	課	担当者		内線	

事案概要

公立保育所・認定こども園（以下、公立保育所等）の給食費（食材料費）は、幼児教育・保育の無償化が実施された後、副食費を含め保護者からの実費徴収となったところであるが、急速な物価高騰に伴い、給食費について現行の公立保育所等の給食費では不足が生じており、また、こども家庭庁が定める公定価格も改定されたことから、持続可能な公立保育所等の給食の実施のため、公立保育所等の給食費の改定を行うもの
また、保育所等の給食費に係る子育て世帯に対する負担軽減を行うもの

審議事項 （庁議で決定したいこと及び想定（希望）している結論）	○ 公立保育所等の給食費の改定時期について ▶ 令和7年4月に改定する ○ 公立保育所等の給食費の改定における基本的な考え方について ▶ 必要に応じて年度単位で改定する ○ 公立保育所等の給食費の改定額について ▶ 改定における基本的な考え方に基づき算定した額とする ○保育所等の給食費に係る子育て世帯に対する負担軽減（一部市費負担）について ▶ 令和7年度は、改定による増額分を市費負担する
審議結果 （政策課記入）	○原案のとおり承認する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	栄養バランスや質を保った公立保育所等の給食の提供を維持しつつ、持続可能な公立保育所等の給食を実施する 子育て世帯に対する負担軽減を行う					
	効果測定指標			施策番号			
		R6	R7	R8			
	事業効果 年度目標	市立保育所等における給食の提供に関する実施要綱の改正	公立保育所等の給食費の改定 子育て世帯に対する負担軽減				

事業スケジュール　/　事業経費・財源　/　必要人工

○事業スケジュール

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施内容	庁内調整 庁議	部会 要綱改正 周知	公立保育所等の給食費の改定 子育て世帯に対する負担軽減				

○事業経費・財源　　（千円）

項目		補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(民生費)			193,086	268,463	公立保育所等の給食費の改定の有無や改定額などにより変動するため、現時点では不明				
	うち任意分		193,086	268,463					
特財	国、県支出金								
	地方債								
	その他		179,121	179,121					
一般財源			13,965	89,342					
	うち任意分		13,965	89,342					
捻出する財源※2									
一般財源拠出見込額			13,965	89,342					
元利償還金(交付税措置分を除く)									

捻出する財源概要	
税源涵養 (事業の税収効果)	

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)　　（人工）

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs
関連ゴールに○

日程等 調整事項	条例等の調整	要綱	改廃あり	議会提案時期		報道への情報提供	なし	
	パブリックコメント	なし		時期		議会への情報提供	部会	

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
政策課	事案の内容や政策的な必要性、庁議資料の内容等に係る調整
学校給食課	学校給食費に係る調整
財政課	予算に係る調整
令和6年10月21日関係課長会議	承認

備　考	

庁議におけるこれまでの議論	
調整会議の主な議論 （10/28）	【公立保育園等の給食費の対応の方向性について】 〇（政策課長）学校給食費の改定に関する会議等において、公立保育所等の給食費の改定について確認し必要ないとの回答だったが、このタイミングで改定が必要になったということか。 →（保育課長）現在徴収している給食費と24．5円の差額が生じているため、学校給食費と合わせて改定したいと考えている。教育委員会と調整した段階では、不足分について市費で対応し単価を上げないものと認識していたが、その後、学校給食費を改定するとのことであったため、近隣市における状況や直近の実費を確認し精査したものである。 →（政策課長）学校給食費と合わせ令和7年9月からの改定を想定しているが、公立保育所等は学期の区切りがなく、時期を合わせる必要はないのではないか。 →（保育課長）陽光園等も同様の課題を抱えている中では、年度当初に公立保育所等が給食費を値上げし、再度、年度途中に小・中学校も値上げするのではなく、市の施策として時期を合わせた方がよいと判断したものである。 →（政策課長）改定前の4月から9月までの差額分については予算化するのか。 →（保育課長）一般財源で補填したいと考えている。 →（政策課長）今年度においても不足が発生しているとの説明だったが、その部分の対応について伺う。 →（こども・若者政策課長）1，400万円ほどの不足額が見込まれるが、物価高騰による影響を見込み、当初予算にて計上している。 →（財政課長）改定をせずに、毎年度、一般財源を充当するという前提で事案担当課が積算していたものと考える。 〇（財政課長）説明資料8ページの「国の子ども子育て支援新制度」について、給食費は1，000円を維持するという理解でよいか。また、副食の差額分はどうなるのか。 →（保育課長）主食については、そのとおりである。副食については、該当する世帯の差額分は免除となり、国から自治体へ補助される。 【政令指定都市の状況について】 →（財政課長）説明資料9ページの「改定について検討中11市」について確認したい。 →（保育課長）仙台、さいたま、静岡、名古屋、京都、大阪、札幌、新潟、浜松、岡山、本市である。 →（財政課長）大阪市は、既に給食費を無償化しているのではないか。 →（保育課長）政令市において公立保育所等の給食費を無償化しているところはないものと承知している。 →（財政課長）公立保育所等においては、国の考え方として第3子以降の負担軽減がなされているため、学校給食費の改定と合わせて行うのであれば、学校給食費も同様に第3子以降の負担軽減を行うという考え方もある。 【公立保育所等の給食費の改定時期について】 〇（総務法制課長）現在学校給食費の改定は、子育て支援の施策と合わせて上部会議に諮ることとなっているが、こども・若者未来局と教育委員会との検討状況について伺う。 →（こども・若者政策課）（仮称）相模原市子育て応援条例に基づく施策の中に、学校給食費の改定に対する支援も合わせて検討することとなっており、現在、次回の庁議に向けて調整しているところである。 →（総務法制課長）その部分が決まっていない中では、小・中学校と改定時期を合わせることは難しいのではないか。前回、公立保育所等の給食費を改定した時期について伺う。 →（保育課長）令和元年度に保育料の無償化に合わせ実施している。 →（総務法制課長）保育料に給食費が含まれているのか。 →（保育課長）それまでは3～5歳児の主食費を実費徴収していた。 →（総務法制課長）保育料の無償化にあたり給食費のみが残ったということか。 →（保育課長）0歳から2歳の給食費は保育料に含まれており、3歳児以降は保育料とは別に給食費を徴取している。 →（総務法制課長）令和元年度の改定は、無償化とは関連せずに行われたものか。 →（保育課長）主食は月3，000円、副食は月4，500円と、国において目安及び公定価格が示され改定したものである。 →（総務法制課長）制度改正によるものと理解した。前回の改定の際、今回と同様に庁議に諮り議会へ情報提供していたのか。 →（保育課長）確認させていただく。 →（政策課長）今回改定を行うにあたり、議会への資料提供は、部会説明ではなく資料の投げ込みとなるのか。 →（保育課長）総務法制課と調整させていただきたい。どちらにしても丁寧な説明をしていきたいと考える。 →（財政課長）学校給食費の改定と時期を合わせない場合、議会への説明はどうなるのか。 →（総務法制課長）前回の改定時と同様の対応になると考える。 〇（財政課長）令和6年度に改定する考えはなかったのか。 →（保育課長）副食の公定価格240円が示されたのが3月末であった。それまでは235円であった。 →（財政課長）令和6年度の経緯については整理していただきたい。

続き **調整会議の主な議論** （10/28）	【公立保育園等の給食費の改定の基本的な考え方について】 〇（政策課長）今回の公立保育園等における改定については、学校給食費と異なり、国のスキームに沿った取組ということでよいか。 →（保育課長）そのとおりである。 →（政策課長）国に準拠した取組であれば、改定の考え方や時期について改めて検討いただきたい。 【公立保育所等の給食費の改定額について】 〇（財政課長）改定額について、50円の主食代は維持するということだが、学校給食費の改定の理由として、主食の価格が上昇していると聞いている。 →（保育課長）主食については月1，000円で賄えている。政令市でも11市は副食の値上げを検討しており、主食は据え置く予定である。年度にもよるがパン等もあるため、実質は1，000円を若干下回っている。 【その他】 〇（経営監理課長）子育て施策全体を見た時に、本事案に対する支援策をこども・若者未来局で検討しているのか。 →（こども・若者政策課長）現時点では、検討していない。 ＜＜継続審議とする。＞＞

調整会議の主な議論 （11/8）	【審議事項について】 〇（政策課長）審議の前提として、支援策は物価高騰に伴う一過性のものなのか。それとも、要綱改正に基づく恒久的なものなのか。議論の姿勢が異なるため、先ずは確認させていただきたい。 →（こども・若者政策課長）物価高騰に伴う支援であり、現時点では、令和7年度についての対応である。 →（政策課長）給食費の改定は国に準拠した取組であり、改定に係る審議事項は時期という認識でよいか。 →（こども・若者政策課長）そのとおりである。前回では、改定時期を9月で提案させていただいたが、審議結果を踏まえ局内で調整した結果、4月とした。なお、改定額については、前回と変更はなく、考え方を整理させていただいた。 【地方創生臨時交付金等の国庫補助について】 〇（財政課長）物価高騰対策による交付金が措置されなければ実施しないのか。 →（政策課長）令和7年度は実施する方向で進める。 →（総務法制課長）市費であれば令和8年度についてもという議論になるが、経営監理課長の意見でもある半額という考え方もある。 【財政支援について】 〇（財政課長）学校と保育所等で支援の姿勢が異なるように感じる。基本的な考え方として、物価高騰により給食費が上がり、それに対する支援策と理解している。国から交付金が措置されれば財源更正するということだが、措置されなかった際は市費を投入することになる。つまり、市がその部分を負担するという意思表示となり、令和7年度のみということにできないのではないか。交付金が措置されるから取り組むものではなく、市費を投入する姿勢を示すのであれば、支援の期間を限定的にするものではないと考える。 →（保育課総括副主幹）令和8年度以降については、毎年度、改定の検討を行うこととしているため、その時の状況に合わせ、延長の有無を判断すべきと考えている。 〇（財政課長）保育料の無償化に伴い、給食費の実費徴収が明確に示された中で、市費を投入することについて、国の姿勢と異なる部分が生じるのではないか。また、支援を実施している自治体はあるのか。 →（保育課総括副主幹）国は、原則、実費弁償という考え方を示しているが、本市は現在、不足する分については市費を投入しており、他政令指定都市でも同様の対応を行っている。なお、道志村などは給食費を無償化している。 〇（経営監理課長）財政支援について、実質賃金のみで判断するのか。 →（保育課総括副主幹）実質賃金以外にも、国の公定価格、実際にかかる食材料費などを総合的に勘案して、判断していきたいと考える。 〇（総務法制課長）財政支援について、実質賃金を根拠としているが、市費を投入する理由があまり感じられない。また、私立の所要額が大きいが、保育所等で私立を支援するのであれば、学校にも波及する懸念がある。 →（こども・若者政策課長）保育所は本来、市が担うべきものであるが、実際は民間へ委託している状況である。保育所等へ通う子ども達の平等性・公平性を図らなければならず、共に支援が必要であると考える。

続き **調整会議の主な議論** （11/8）	→（財政課長）公立に入所できず、私立に行かざるを得ない人達がいるからということではないのか。 →（こども・若者政策課長）そのような方々もいるが大多数ではない。保護者の勤務地等によっても変わるが、希望する園に申し込んでいる。 〇（政策課長）財政支援について、例えば、児童扶養手当を上げるなど、国が様々な施策を打ち出すのであれば、その内容を踏まえ、基礎自治体として判断していく考えもある。そのため、実質賃金だけではなく、教育委員会を参考に表現を見直していただきたい。今のままでは、実質賃金のみで判断していると捉えられる。 〇（財政課長）支援を実施する場合は、要綱にその内容を追記するのか。 →（保育課総括副主幹）そのとおりである。改定と共に時限措置を追記する。 〇（経営監理課長）前回の調整会議において「増額に対する支援の考え方について、現時点はない」との回答であり、国に準拠するものであるからと理解していたが、市が支援するのであれば論拠をしっかりと整理していただく必要があると考える。 〇（経営監理課長）現在審議している多子世帯や小学校1年生の負担軽減について、どちらの施策が市としてインパクトを持って継続的に支援していくべきなのか、本当に必要なものなのか。給食費を増額することを市民に理解してもらう必要もあると考える。例えば、支援の検討にあたり半額を負担するなどの議論はなかったのか。 →（保育課総括副主幹）そのような議論が必要であることは認識している。 →（経営監理課長）国に準拠した取組の中でそれを超えて支援することは、今までの理屈を否定するものではないという認識でよいか。 →（こども・若者政策課長）今回の支援策は物価高騰に伴うものであり、学校が支援を考えているのであれば、同じ子どもを持つ保護者という視点で、市の考えを統一した。 【その他】 〇（財政課長）今回の支援策は、「（仮称）相模原市子育て応援条例」に紐づく事業とするのか。 →（こども・若者政策課長）保育所等の給食費の負担軽減は、子育て応援として、子育て施策全体のパッケージに位置付けるものである。 ＜＜原案のとおり上部会議に付議する。 　ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。＞＞
決定会議の主な議論 （11/14）	【今後の方向性について】 〇（総務局長）給食費の価格改定後の増額分に市費を投入すると、利用者はこれまでと支払金額が変わらないため、給食費が増額したと感じづらく、市の子育て支援策として伝わりにくいのではないか。市費を投じるとなると、施策の打ち出し方にも工夫が必要であると考えるが、見解を伺う。 →（こども・若者未来局長）説明資料の中で、増額分の支援を明記するとともに、大前提として実費負担が原則となることも併せて周知が必要であると考えている。 →（総務局長）公費負担という部分が前向きに伝わるよう、お願いしたい。 〇（総合政策・地方創生担当部長）2つの局の事案調書のスケジュールの見え方が異なるのが気になる。上部会議に付議する場合は、揃えた方がよいと考える。議会に対する説明についても、改定と合わせて支援の方向性を伝えるのもひとつの手段であると考える。また、民間の保育所等で既に物価高騰を受けて値上げに踏み切っている園はあるか伺う。 →（保育課長）令和4年度と5年度に国の交付金を活用して民間の保育園にも補助を行い、園に対しても値上げを抑えるようお願いはしてきたところだが、値上げをしている園も一定数ある。 →（総合政策・地方創生担当部長）既に値上げを行っている園とこれまで値上げを抑えてきた園で、条件設定に不公平感が出ないようにすることが、望ましいと考える。 【公立保育所等の給食費の改定となる対象について】 〇（財政局長）3歳未満児は値上げを行うのか伺う。 →（こども・若者未来局長）3歳未満児については、増額分の給食費が既に保育料のなかに含まれているため、値上げを検討していない。 →（財政局長）値上げを行わない経過について、資料に記載するべきである。 【公立保育所等の現在の徴収状況について】 〇（財政局長）保育士の徴収金額を伺う。 →（保育課長）現在285円を徴収している。 →（財政局長）物価高騰に伴う増額分を徴収していない理由を伺う。 →（保育課長）保育士からはおやつ代を徴収していないため。 ＜＜原案のとおり上部会議に付議する。＞＞

物価高騰に伴う公立保育所・認定こども園の給食費の改定及び子育て世帯への経済的支援について

こども・若者未来局
保　育　課

今回の提案

① 公立保育所等における給食費の値上げ（要綱改正）

公立保育所等の給食費について、物価高騰の状況を踏まえ、「相模原市立保育所等における給食の提供に関する実施要綱」を改正し、１食当たり270円から290円（月額5,400円→5,800円）へ改定する。

② 保護者負担へ配慮した財政支援

令和７年度については、物価高騰対策として、保護者から実際に徴収する額を据え置けるよう（※）、財政支援を行う（約9,000万円）。

※ 公立保育所等の徴収額は270円。
私立保育所等については、１人１食当たり20円分を補助。

公立保育所等の給食費の対応の方向性

○　市は、栄養価を維持した献立にしつつ、支出を抑える工夫に取り組んでいるが、現下の物価高騰の状況の中、１食270円（主食費50円、副食費220円）の徴収額では、給食の「質」を維持することが困難。

※ 実際の食材料費は直近で294.5円であり、徴収額（270円）との差額分は市の一般財源で補填（令和６年度予算で1,400万円）

○　こども家庭庁は、物価高騰の影響を踏まえ、令和６年３月、公定価格の単価改定を実施。（副食費235円→240円）

⇩

○　物価高騰の影響を受ける中、給食の「質」を維持すべく、公立保育所等の給食費の改定を行うこととしたい。

○　なお、以下の子どもに係る給食費については、子ども・子育て支援制度による給付により、給食費を据え置く。

・年収360万円未満相当の世帯
・第３子

公立保育所等の給食費の改定について

○　公立保育所等の給食費については、食材料費相当の実績単価や国の公定価格を踏まえ、毎年度、改定の要否を検討することとする。
※改定は５円単位。端数切捨て。

○　令和７年度の給食費については、１食当たり290円としたい。
※ただし、実際の徴収額は270円に据え置くこととしたい（詳細は次頁）

○　令和８年度以降については、保護者への周知期間確保のため、毎年10月頃、翌年度の給食費の改定の要否について検討することとする。

【令和７年度給食費の改定に係るスケジュール】
令和７年１月～　こども文教部会説明、
要綱改正、保護者への周知
４月～　公立保育所等の給食費改定

負担増への配慮

○　令和7年度の公立保育所等の給食費を改定することとするが、国の経済対策の動向を踏まえ、実際の徴収額については、現在の給食費（1食当たり270円）に据え置けるよう、増額分（＋20円）を財政支援することとしたい。

○　また、私立保育所等においては各園が給食費を定めているが、制度上、市町村が保育所等の利用調整を行っていることに鑑みれば、公立園と私立保育所等で保護者負担の取り扱いについて公平性を欠く状態となる。

　このため、私立保育所等に対して、公立保育所等と同じ基準額（1食当たり20円）で財政支援を実施し、保護者負担の軽減を図ることとしたい。

児童福祉法第24条第1項
　市町村は、この法律及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保護者の労働又は疾病その他の事由により、その監護すべき乳児、幼児その他の児童について保育を必要とする場合において、次項に定めるところによるほか、当該児童を保育所(認定こども園法第三条第一項の認定を受けたもの及び同条第十項の規定による公示がされたものを除く。)において保育しなければならない。

	所要額	対象人数
公立	1，400万円	2，000人
私立	7，600万円	18，000人

政令指定都市の状況

市	主食費	副食費	合計	
千葉	1,000	5,160	6,160	
横浜	1,200	4,500	5,700	
京都	1,100	4,500	5,600	★
大阪	1,100	4,500	5,600	★
神戸	1,100	4,500	5,600	
仙台	1,000	4,500	5,500	★
さいたま	1,000	4,500	5,500	★
川崎	1,000	4,500	5,500	
相模原	1,000	4,400	5,400	★
堺	800	4,500	5,300	
名古屋	670	4,500	5,170	★
静岡	610	4,500	5,110	★
平均	965	4,547	5,512	

※主食は弁当持参の市

市	副食費	
新潟	4,700	★
岡山	4,700	★
札幌	4,500	★
浜松	4,500	★
広島	4,500	
北九州	4,500	
福岡	4,500	
熊本	4,500	
平均	4,550	

改定について、検討中11市★、予定なし9市

近隣市の状況

市	主食	副食	合計
町田	6,000		6,000
横須賀	1,500	4,500	6,000 ★
大和	1,000	4,500	5,500
海老名	1,000	4,500	5,500

※主食は弁当持参の市

市	副食
八王子	4,500
厚木	4,500
座間	4,500

改定について、検討中1市★、予定なし6市

（参考）０～２歳児の給食費の取り扱い

０～２歳児の公定価格の
基本的な財源負担

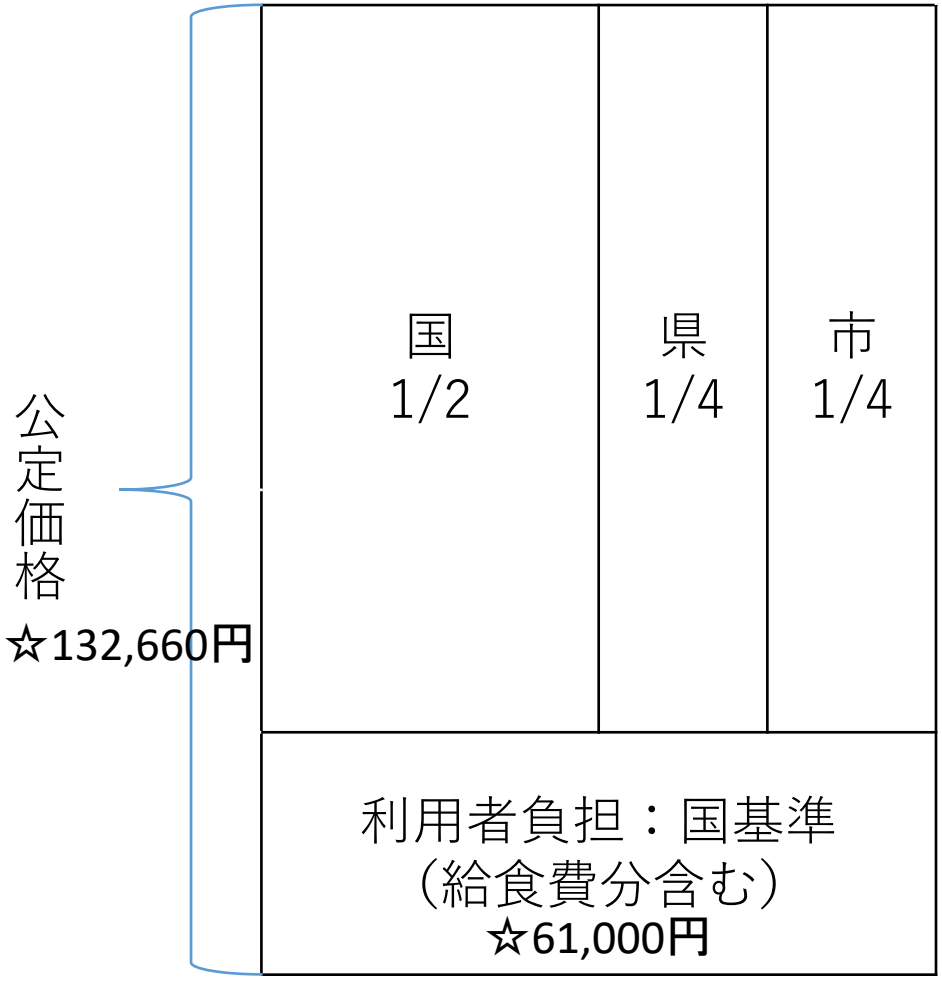

０～２歳児については、
給食費を含んだ保育料を
徴収しているが、
国が示している保育料の基準については増額がないことから、
本市の保育料については
据え置くこととする。

※本市では一部利用者負担について、市が独自負担している。

☆金額は市内の私立保育所における
２歳児・世帯収入800万円の例
（実際の価格は年齢と世帯の所得水準による）

（参考）前回の改定内容

令和元年１０月、幼児教育・保育の無償化
公立保育所3-5歳児の給食費の新規徴収

- 保育所の副食費は、従来は保育料に含まれていた。
- 主食は1,000円を徴収

無償化後

- 無償化は、給食費は対象外のため、新たに徴収
- 設定額　主食費　1,000円（月額：従前通り）
  副食費　4,400円
  ⇒1食あたり270円（従前の相模湖こども園1号と同額）

ただし、副食費については低所得世帯（生活保護、年収360万円未満相当）及び第3子以降は免除とする。

（参考）支出を抑える工夫

- 登園人数に合わせて発注・調理する数量を調整
- 牛肉よりも価格の安い豚肉や鶏肉を使用
- 価格が安く栄養価が高い部位を一部の献立で取り入れ
- 野菜は旬で比較的安いものを選定
- 単価の高い野菜を１品で出すのではなく、単価の安い野菜と組み合わせ
- 乾物や調味料など保存期間の長い食材は、可能な範囲でまとめて購入

（様式2）

事　案　調　書（戦　略　会　議）

審議日　令和7　年　1　月　10　日

案件名	本市の子育て応援のための令和7年度新規事業について										
所　管	こども・若者未来	局区		部	こども・若者政策	課	担当者		内線		
所　管	教育	局区		部	学校給食	課	担当者		内線		

事案概要

本市の子育て応援のための令和7年度新規事業について諮るもの。

審議事項 （庁議で決定したいこと及び想定（希望）している結論）	本市の子育て応援のための令和7年度新規事業の実施
審議結果 （政策課記入）	○原案のとおり承認する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	・子育て世代が子育てに対する喜びをより実感することができる。 ・結婚、子育てを希望する市民の希望がかなえられ、少子化対策につながる。 ・市を挙げて子育て世代を応援する機運を高めることでシビックプライドの向上につながる。					
	効果測定指標	子育てをしていることを社会に温かく見守られていると感じる市民の割合			施策番号	1・2	
		R6	R7	R8	R9	R10	R11
	事業効果 年度目標	16%	26%	36%	46%	56%	67%

事業スケジュール　/　事業経費・財源　/　必要人工

○事業スケジュール

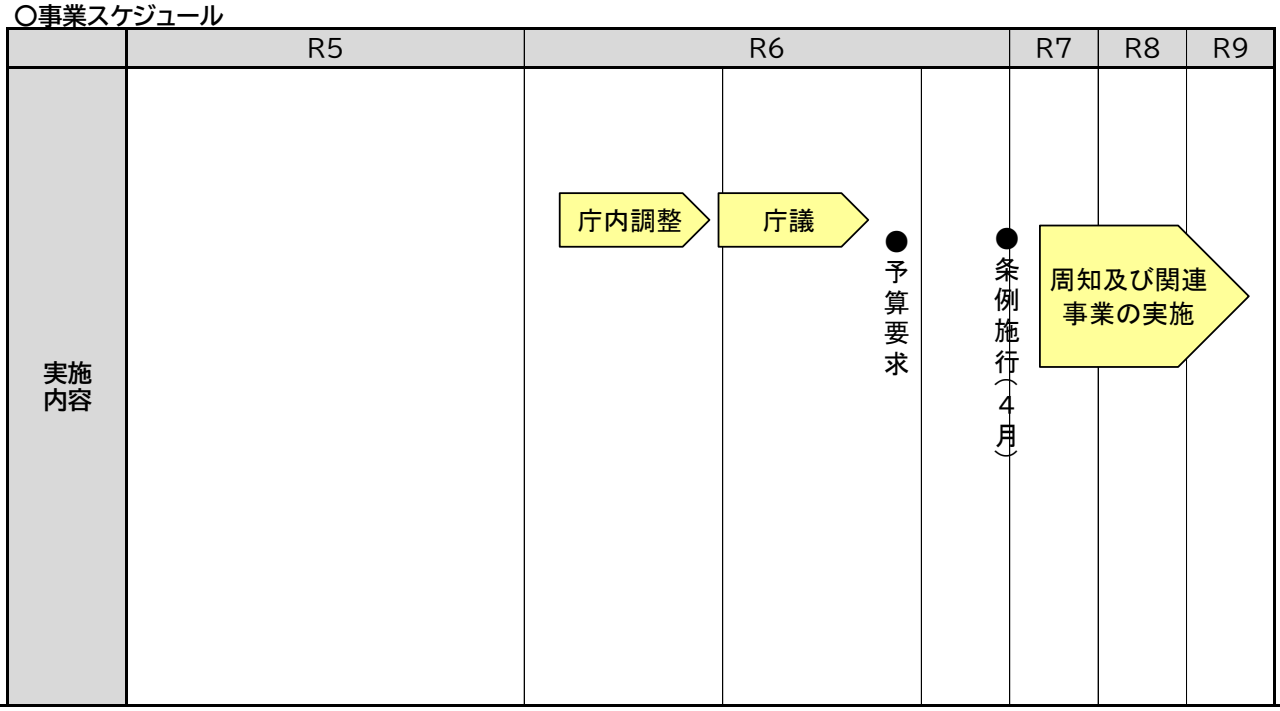

○事業経費・財源　　（千円）

項目		補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費（　　費）			1,995	713,421					
	うち任意分								
特財	国、県支出金			145,222					
	地方債								
	その他								
一般財源			1,995	568,199					
	うち任意分								
捻出する財源※2									
一般財源拠出見込額			1,995	568,199					
元利償還金（交付税措置分を除く）									

捻出する財源概要	
税源涵養 （事業の税収効果）	

○必要人工（事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入）　　（人工）

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A		2	2				
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B		2	2	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要		多くの新規事業をかかえており、局内捻出が困難						

SDGs 関連ゴールに○									
	○		○						
								○	

日程等 調整事項								
条例等の調整	条例	制定あり	議会提案時期	令和7年3月	定例会議	報道への情報提供	資料提供	
パブリックコメント	あり		時期	令和6年12月	議会への情報提供	部会	令和6年12月	

事前調整、検討経過等	
調整部局名等	調整内容・結果
政策課	審議内容について説明済
総務法制課	審議内容について説明済
教育総務室	審議内容について説明済
産業支援・雇用対策課	関連する内容について説明済
関係課長会議	令和6年10月1日、7日実施。資料を修正し、調整会議に付議することとなった。

備　考	
	（仮称）子育て応援条例の制定については、別途庁議に諮っている。

庁議におけるこれまでの議論	
10月10日 調整会議 （①（仮称）相模原市子育て応援条例の制定に伴う令和7年度新規事業について（こども・若者政策課））	【（仮称）入学応援事業について】 〇（財政課長）（仮称）入学応援事業について、事業費は扶助費になると考えるが、障害者支援や下水道使用料の減免など、扶助費の見直しを行ってきた中で、単に経済的負担の軽減という視点だけでは、議論が生じると考える。実施するのであれば、人口増加や転入超過にも焦点を置き、市として取り組まなければならない事業として整理し、根拠を示していくことが必要である。また、KPIである「0～15歳の転入超過数」については、現在から令和12年度の6年間に43人の増加と定めているが、6年間で約30億円の一般財源を支出することに、費用対効果があるのか。さらに、毎年度、約5億円の一般財源を支出することとなるが、小学校・中学校・高校の入学時全てに対して給付することが望ましいのか。優先順位をつけ給付対象者を絞るという考え方もあるのではないか。もし、優先順位をつけるのであれば、どのようになるのか伺う。 →（こども・若者政策課長）優先順位をつけた場合、高校の入学時に費用が一番かかるため高校入学時と考える。ただし、小学校・中学校と継続的に支援していくことが、考えている目的に合致しているため、例えば、予算全体の金額を減らし優先順位をつけるのであれば、局として他の考え方もできるのではないかと考える。 →（財政課長）小学校入学時に転入してくれば、そのまま地域に住み続けるイメージがある。そのため、小学校入学時の支援は、転入超過数の増加に効果があるのではないかと捉える。しかし、扶助費見直しとのバランスや、経済的負担の軽減という理由だけでは厳しいと考える。給付月を12月としているが、入学前に転出する世帯もあると考えられる。どのような対応を考えているのか。 →（こども・若者政策課長）準備期間を考慮して給付月を12月とした。入学前の転出者に対する対応については現時点では検討していない。 →（財政課長）年度末の転出入については、各世帯、年明け頃に分かっている状況だと考える。もし、12月に給付するのであれば、給付後の転出者がそれなりに発生するのではないか。 →（こども・若者政策課長）給付後の転出者は、どの時点を切り取っても生じるものと考える。基準日時点で市内に住民票がある世帯を給付対象者とする想定でいる。 →（財政課長）入学後に給付する手法も考えられるのではないか。 →（こども・若者政策課長）ご意見として承る。 〇（経営監理課長）給付額3万円の根拠について伺う。 →（こども・若者政策課長）小学校入学時、平均12万円の費用がかかるため、4分の1程度の支援を行いたいと考え設定した。 →（経営監理課長）地域経済への循環をどのように考えているのか。また、現金よりギフトカードが望ましい理由について伺う。 →（こども・若者政策課長）現金給付は本施策の目的外となるようなタンス預金になる可能性がある。また、検討しているギフトカードは、市内で使用できる店舗もそれなりにあると捉えており、市内で使用できることも合わせてPRしていく必要があると考える。 →（経営監理課長）現金給付の方が事務経費を圧縮できるのではないか。 →（子育て給付課長）システム改修や確認作業などの事務経費が発生するため、必ずしも圧縮されるとは限らない。 →（経営監理課長）ギフトカードのメリットをしっかりと打ち出していただきたい。 〇（総務法制課長）マーケティング的な手法を取り入れるとの説明があったが、具体的な内容は。 →（こども・若者政策課長）いくつかのギフトカードを検討している中で、アンケートに答えないと使用できないなど、何かしらの手順を加える仕組みがある。実施した際は、アンケート結果等を分析し、今後の事業展開に活かしていく。 〇（シティプロモーション戦略課長）KPIである「子育てをしていることを社会に温かく見守られると感じる市民の割合」を令和9年度までに30%上昇させるということだが、ハードルが高いように見受けられる。達成できる見込みがあるということでよいか。 →（こども・若者政策課長）次期子ども応援プランにも掲載する指標であり、本事業のみならず様々な施策を講じることで、こども・若者未来局としては上昇させていきたい。 →（シティプロモーション戦略課長）財政課長から発言があったように、高校入学時の転出はあまりなく、小学校入学時に住む場所を決める方が多いと思われる。給付対象者を3区分に分けるのではなく、小学校入学時に特化させるべきではないかと考える。給付方法のギフトカードを電子マネーにするといった議論はなかったのか。 →（子育て給付課長）電子マネーにもアンケート機能を有しているものもあり、検討の俎上には上がっている。実施にあたっては、プロポーザル方式を考えており、最低限の業務も含め対応できる事業者を選定していきたい。 →（シティプロモーション戦略課長）ギフトカードと電子マネーを比べてのプロポーザル方式は難しいため、どちらかに決めて実施すべきと考える。 →（総務法制課長）電子マネーも検討に含めているのであれば、説明資料に追記いただきたい。 〇（政策課長）転出の対応について、過去に実施した「地域振興券」のように市内でしか使用できない仕組みを検討できないのか。それであれば、地域経済に貢献できると考える。 →（子育て給与課長）新たな事務経費が発生する可能性がある。 →（政策課長）地域経済を循環させるための手法として、検討の中から外さないでいただきたい。

つづき 10月10日 調整会議 （①（仮称）相模原市子育て応援条例の制定に伴う令和7年度新規事業について（こども・若者政策課））	【（仮）子育て家庭食育・食材支援事業について】 〇（財政課長）（仮）子育て家庭食育・食材支援事業について、身体的負担・精神的負担の軽減を目的とした事業であるが、食材等を提供することが負担の軽減につながるのか。また、KPIである「朝食の摂取率」にもつながるのか。事業の必要性を感じられない。 →（こども・若者政策課長）食材を支援するとともに保育園で作っているような給食メニューを添付することで、アンケート結果にもある「献立を考えることの負担」など、保護者の精神的負担の軽減につながるアプローチをしていきたいと考える。 →（財政課長）身体的負担の軽減につながる取組は何か。 →（こども・若者政策課長）食事を作ること自体が身体的負担となっているため、ミールキットの配布も選択肢の1つとする。 →（財政課長）食材は年に何回配布するのか。 →（こども家庭課長）生後4か月頃に受付を開始し、食材自体は4か月、7か月頃、9か月頃、1歳頃に配布する。 →（財政課長）それぞれに対し1回配布するだけで、身体的・精神的負担の軽減につながるのか。 →（こども・若者政策課長）その時だけになるかもしれないが、相談できる窓口があることも知ってもらう副次的効果もある。 →（財政課長）それは精神的負担の軽減であり、必ずしも身体的負担の軽減につながるものではないと考える。 →（こども・若者政策課長）身体的負担の軽減につながるものとは言い難いという意見としては理解した。 〇（経営監理課長）子育て世帯へのアンケートを9月に実施しているが、設問・回答が誘導しているように感じる。例えば「（3）子どもの「食」に関する支援の希望」については、「宅配サービスが無料で利用できる」との項目があれば、多くはこの項目を選択し、ニーズがあると判断することとなる。この事業が、子育て世帯の応援に継続的につながっていくのか。どのような背景を踏まえて事業の立案に至ったのか不透明である。事業のイメージが先にあり、後付けでアンケートを実施したように捉えられないか不安がある。また、食の安全について、どのように担保していくのか。 →（こども家庭課長）アレルギーなどもあることから、食材を選択できる仕組みを検討している。 〇（総務法制課長）財政課長からも発言があったように、食材配布が身体的負担の軽減につながるのか疑問がある。2歳から4歳未満への食材は、米・野菜・肉を配布するイメージか。 →（こども家庭課長）2歳～4歳未満は偏食も進むため、バランスを重視したメニューを準備する必要があると考える。 →（総務法制課長）離乳食期への配布は食育のきっかけ作りとなるが、幼児食期については、見直せる余地があるのではないかと考える。 〇（人事・給与課総括副主幹）「野菜収穫体験」については、幼稚園や保育所の取組と重なる部分があるため、必要性に疑問がある。 〇（経営監理課長）規模を縮小しモデル事業として実施することは検討されたか。 →（こども・若者政策課長）検討していない。 〇（政策課長）説明資料6ページの下段の表について、満年齢であれば年長は「6歳」になるとため、再度確認いただきたい。 〇（政策課長）1回に何食分を配布するのか。 →（こども家庭課長）3日分を想定している。 →（政策課長）3日分では、KPIである「朝食の摂取率」につながらないと考える。また、2歳～4歳未満であれば食事に対する個人差も出てくるため、行政が画一的に進めていくべきなのか疑問がある。「野菜収穫体験」については、教育委員会でも野菜の栽培など類似する事業を実施しているが、教育委員会と調整しているのか。 →（こども・若者政策課長）教育委員会とは調整していない。 →（政策課長）実施にあたり、議論をもう少し重ねる必要があると考える。 【学生・２０代３０代社会人向けライフデザインセミナーについて】 〇（財政課長）学生・20代30代社会人向けライフデザインセミナーについて、関係課長打合せ会議の際に「思春期事業」との統合を提案させていただいたが、結論について伺う。 →（こども・若者政策課長）「思春期事業」については、将来を見据えた性に関する意思決定の力を高めるための講座となっており、対象者や目的が異なることから、局として統合は難しいと判断した。 〇（政策課長）KPIについて、初年度の目標値を70%としているが、基準値として何か比較できる数値はないのか。 →（青少年学習センター所長）比較可能な目標数値がないか確認する。

つづき 10月10日 調整会議 (①(仮称)相模原市子育て応援条例の制定に伴う令和7年度新規事業について(こども・若者政策課))	【くるみん認定について】 〇(総務法制課長)くるみん認定取得に向けた取組について、会議体の構成員は労働局や商工会議所等を想定しているのか。 →(こども・若者政策課担当課長)そのとおりである。 →(総務法制課長)市内経済団体に登録していない企業へのアプローチはどのように考えているのか。 →(こども・若者政策課担当課長)例えば、改革宣言をし、市長が力を入れて取り組む姿勢を打ち出す。また、カウンターパートとして商工会議所を考えており、実際の取組では、登録団体に限らず、あらゆる企業に対して働きかけを行っていく。 →(総務法制課長)くるみん認定取得企業数としての目標値は設定しているのか。 →(こども・若者政策課担当課長)取組の内容は環境経済局と調整中である。 →(総務法制課長)現在市内の取得企業数は0件のため、力を入れるべき事業だと考える。 〇(政策課長)くるみん認定について、会議開催後の支援がわかるよう、環境経済局から資料提供を受け参考として添付いただきたい。 【全体について】 〇(経営監理課長)今回の審議事項は条例に基づく提案であるが、条例と事業の紐づけが分かりづらい。独自の婚活イベントやライフデザインセミナーについては理解できるが、現に子育てしている世帯へ多額の予算を投じる必要があるのか。国もばら撒きだと批判されながら児童手当を拡充してきた経過はあるが、入学時に経済的な負担が生じることは当然であり、人生設計の中で対応していくことである。条例の制定は重要ではあるが、市が積極的に支援策を講じることがいまだに理解できない。様々な負担が生じることが当然の中で、年間約8億円の支援を継続し続けていくのか。実施した際に市民全員が本当に応援する気持ちを持つのか。また、財政課長から発言があった扶助費について、本課では「相模原市行財政構造改革プラン」に関する市民説明会を行っているが、弱者切り捨てと言った意見をいただいている。意見をいただきつつも、痛みを伴う改革として実現した成果だと捉えている。その上で、ギフトカードの給付や食事支援も含め約8億円の一般財源を投じようとしている。3年後、KPIを達成したからといってやめられるものではないと考える。政策のあり方も含め本当に大丈夫なのか、市民からの厳しい評価に耐えられるものなのか。せっかく条例を制定し気運を高めようとしている中でマイナス要素が生じるのではないか。こども・若者未来局だけで考えることではないが、課題として提起させていただく。 【その他】 〇(財政課長)説明資料21ページの参考について、採用しなかったものとして「多子世帯の学校給食費無償化」があるが、今後、給食費の改定が予定されている中で、議論から外してしまうことに疑問がある。給食費の改定だけを切り取ったときに、経済的な負担軽減をしていないように見えてしまう。優先順位が低いまま整理されてしまうと、今後の議論においても低いままになることが危惧される。 〇(財政課長)令和8年度から新たに取り組む事業はあるのか。 →(こども・若者政策課長)5歳児健診、放課後の子ども居場所づくり、子どもの遊び場などを検討している。 →(財政課長)将来的にパッケージとして含まれるのであれば、現時点で予定しているもので構わないので、事業の一覧を参考資料として添付いただきたい。 〇(経営監理課長)事業を横並びで見た時、何を決めたのかがわからなくなってきている。全ての事業に予算を充当できるのかも不透明と感じる。今後、上部会議に諮るのであれば、全体が見えるような形を取っていただきたい。 →(財政課長)現在取り組んでいる事業も追記するとわかりやすいのではないかと考える。 《原案のとおり上部会議に付議する。ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。》

10月16日 決定会議 （(仮称)子育て応援条例の制定に伴うR7年度新規事業について(こども・若者政策課)）	【全体について】 〇(市長公室長)新規事業は単年度のみの実施となるのか。 →(こども・若者政策課長)新規事業のため、7～9年度の3年間実施し、事業効果を踏まえ廃止も含め見直しを図っていく。 →(市長公室長)新規事業の予算について、個別に査定するのか。それとも上部会議に諮り審議するのか。 →(財政局長)先ずは、約10億円という事業費の財源をどのように確保していくのかという議論が必要ではないか。新規事業として取り組みたいのであれば、財源の見込みがあることが前提である。推進プログラムに位置付けられるのであれば扱いは別となるが、一件査定であれば、事業費が大きなものから精査せざるを得ない。 〇(財政局長)新規事業は推進プログラムに位置付けるのか。 →(政策課長)事業規模が大きいため、結果的に推進プログラムへ位置付けることになると考えるが、推進プログラムの枠では賄いきれない額である。 →(財政局長)やはり、今までの議論において財源の話がなされていないことが疑問である。事業を実施することで、子育てに対する市民の機運醸成を高めていく取組自体は否定しないが、例えば、人口増加など数量的な指標を設けることや、税源涵養に資する等の説明がない中で、単に子どもという理由だけで給付することは、扶助費の見直しを実施している本市としての姿勢と食い違ってしまうのではないか。 →(市長公室長)調整会議の中で、そのような議論はなかったのか。 →(政策課長)財源の話にまでは至っていないが、推進プログラムの枠では対応が難しいことは、関係課長打合せ会議等でも説明している。 →(財政局長)「令和7年度予算編成方針」をここで策定したが、約8億円の財源不足が生じる見込みとなっている。仮に事業を実施するにしても、今打ち出している予算編成方針の中から財源を生み出すしかない。 →(総合政策・地方創生担当部長)(仮称)子育て応援条例を制定する上で、市として新たな事業を打ち出していくという考えでよいか。 →(こども・若者政策課長)そのとおりである。 →(総合政策・地方創生担当部長)条例を議会へ提案するにあたり、新たな取組が必要なことは理解できる。 →(市長公室長)新規事業の中で、一般財源の額が大きな事業は何か。 →(こども・若者政策課長)(仮称)入学応援事業と(仮称)子育て家庭食育・食材支援事業である。 →(財政局長)「相模原市行財政構造改革プラン」に関する市民説明会では、重度障害者等福祉手当の廃止について、市民から様々なご意見をいただいている。そのような中で、新たに扶助費による給付を開始するというのはいかがなものかと考える。 →(市長公室長)国庫補助金等を活用できないのか。 →(こども・若者政策課長)一般財源のみの事業については活用できる補助金等はなかった。 →(こども・若者政策課長)今までの議論を通じ、様々な意見があることは承知している。予算の枠を示していただいた中であれば、こども・若者未来局としても内容の変更等を考えていかなければならないと考えている。 →(こども・若者政策課長)局の姿勢として提案させていただいている。予算に収まらないため再考を要するということであれば、財源の目安を示していただきたい。 →(財政局長)(仮称)入学応援事業について、例えば、事業費を半分や、3分の1にした場合の対象者など、現時点で腹案はあるのか。 →(こども・若者政策課長)(仮称)入学応援事業については、切れ目ない支援として3回のタイミングで実施していく考えは変更したくはない。事業費は積算していないが、給付額を減額するなど、いくつかの選択肢はあると考える。 〇(総合政策・地方創生担当部長)ここまでの事業費は想定していなかった。また、条例の制定に伴う事業だけではなく、少子化対策事業なども含め、市全体としてどのような事業を推進していくか議論が必要ではないか。 →(こども・若者政策課長)説明資料19～20ページに市全体としての取組を参考として記載しているが、少子化対策事業なども含め、紐づく事業を整理していく必要があることは認識している。 →(財政局長)令和8年度以降に予定している事業の中で、億単位のものはあるのか。 →(こども・若者政策課長)事業費の積算はできていないが、説明資料22ページに記載している。大規模な事業としては、「児童クラブ運営の民間活力の導入」「全天候型子どもの遊び場の常設化に向けた取組」などがある。 〇(総務法制課長)本日欠席の総務局長からは「0～18歳の支援に関して、こども・若者未来局だけではなく、教育委員会も含めた議論が必要だと考える。」との意見があった。 →(総合政策・地方創生担当部長)調整会議でも給食費無償化に関する話があったため、教育委員会を含め、改めて事業の議論が必要だと考える。 〇(市長公室長)今後の対応として、条例に紐づく事業を整理した上で、政策課、こども・若者政策課、教育委員会で位置付けや内容について協議すること。その後は通常どおり、予算要求していただき、1月中旬の市長査定を受けて結論を出すものとする。

つづき 10月16日 決定会議 （（仮称）子育て応援条例の制定に伴うR7年度新規事業について（こども・若者政策課））	【（仮称）入学応援事業について】 〇（財政局長）（仮称）入学応援事業について、教育委員会の就学費援助と内容が変わらないのではないか。 →（こども・若者政策課長）就学費援助については所得審査があるが、この事業については制限を設けていない。 →（財政局長）事業内容も就学費援助と変わらない中で、2重に給付するということか。 →（こども・若者政策課長）一時的に負担が大きくなる時期を捉えて、子育て世帯を応援していきたい。 →（財政局長）条件はありつつも、充足しているものに対して給付する理由は何か。そのようなことも含め、事業の整理ができているかがわからない。この事業により「経済的負担が大きい」のパーセンテージが下がるとは思えない。 ＜＜継続審議とする。＞＞

11月8日 調整会議 （学校給食費等に係る子育て世帯の負担軽減について（学校給食課））	【第3子及び小学校1年生の無償化について】 〇（総務法制課長）資料中に第3子の無償化の対象者として「23歳未満の扶養する子が3人以上いる世帯の第3子以降の児童」との記載あるが、児童手当に準ずるなら「22歳到達後の最初の3月31日までが到来する日まで」が正しい表現なので修正されたい。 〇（経営監理課長）23歳未満の扶養する子に設定した根拠はなにか。 →（教育総務室長）就労しておらず扶養されている世代を大学生4年生までとし、18歳で制限することなく、広く扶養されている世代として23歳未満とした。 →（経営監理課長）年齢上限を18歳にするのと23歳にするのとで事務量に差は生じるか。 →（教育総務室長）申請というかたちをとるため、大差はない。 〇（経営監理課長）第2子は検討にはあがらなかったか。 →（教育総務室長）局内でも話はあがったが、財政面での課題が大きく断念した。 →（経営監理課長）具体的にはどの程度の金額がかかるのか。 →（学校給食課長）約8億円。 〇（経営監理課長）年齢上限を18歳と23歳とした時の事業費の差はどの程度か。 →（教育総務室長）市立小学校だと18歳以下の事業費は1.9億円。 →（経営監理課長）資料の9ページと対比してということか。 →（教育総務室長）そのとおり。 〇（総務法制課長）2学期から始めることを想定しているのであれば、別案件で庁議にあがっている物価高騰分に係る一部負担軽減策を取り下げ、どちらか一方を選ぶべきではないか。こちらの施策の方がインパクトもある。 〇（経営監理課長）18歳を上限とした場合の対象人数も表記していただきたい。 →（学校給食課）18歳を上限とした場合、現在3400人程度を見込んでいる。 →（政策課長）現在の人数から100人減るだけということか。 →（学校給食課）千葉市が年齢制限を設けずに第3子の無償化に取り組んでおり、その申請率が8.2%と聞いており、大体10%弱前後であると考えられる。 →（政策課長）第1子の年齢上限を変更したとしても、金額に大きな影響はないということか。 →（学校給食課）影響はあまりない。 →（政策課長）中学生まで引き下げると、影響は大きいか。 →（学校給食課）金額に大きく影響してくる。 →（教育総務室長）教育局としては、給食費の改定によるハレーションを抑えるという意味合いが大きく、その上で第3子や小学校1年生の無償化も併せて行いたいと考えている。 〇（財政課長）令和7年度の小学校1年生の無償化は2学期から行うのか。 →（教育総務室長）今のところの想定は2学期からとしている。 →（政策課長）2学期から開始となる理由が立たないのではないか。 →（教育総務室長）開始時期については引き続き議論が必要であると考えている。 →（財政課長）第3子の無償化も2学期からの想定か。 →（教育総務室長）そのとおりである。 →（財政課長）物価高騰に伴う支援は1学期からの想定か。 →（教育総務室長）そのとおりである。 →（政策課長）給食費の改定と一緒に議論した方がよいか。 →（学校給食課長）合わせなければならない理由はない。 →（政策課長）2学期からしか対応できない理由は何か。 →（学校給食課）小学校1年生の無償化については4月からでも対応可能だが、第3子については申請を受けてから対応することになり、入学後の最初の給食費の引き落としが6月末であることから4・5月に全ての申請を受けて処理するのは困難。 →（政策課）償還払いもしないということか。 →（学校給食課）償還払いも想定はしていない。 〇（総務法制課長）小学校1年生の無償化の方が、他市での事例がなくインパクトもあり、 公平性もあるので、よいと考える。 〇（政策課長）第3子の無償化は開始時期が2学期になることや、対象となる人数が限定的であることから、来年度以降、少子化対策検討会議の中で議論を行うこととし、小学校1年生の無償化を4月から開始することが望ましい。事業開始のタイミングについては、検討が必要である。 →（学校給食課長）4月から実施できるよう調整する。 →（経営監理課長）小学校1年生の無償化を実施するためには規則に明記するだけで、議会を通さなくても、保護者への周知等は行えるのか。 →（総務法制課長）部会での情報提供は必要である。 〇（政策課長）第3子の無償化については、今回提案の中から削除し、上部会議には上げないこととするが、保育所については、将来的に実施を検討する際も4月からの開始は難しいのか。 →（保育課総括副主幹）事前に実施が決定していれば、可能であると考える。標準化システムの改修もあるため、実施開始の時期も含め、引き続き検討課題としたい。

つづき 11月8日 調整会議 （学校給食費等に係る子育て世帯の負担軽減について（学校給食課））	【保育所等の無償化について】 〇（財政課長）保育所の無償化はいつからを想定しているか。 →（保育課総括副主幹）4月からを想定しているが、システム改修が必要となり、事務作業の時間も考慮すると、実際は難しいと考えている。 →（財政課長）遡ることは想定しているか。 →（保育課総括副主幹）可能ではあるが、園での徴収となるため、別途調整が必要となる。 【その他】 〇（政策課長）本案件については、金額規模を勘案して議論が必要となるため、全体の事業費に加え、対象者別の内訳もないと議論が進まないため、継続審議とし、対象者別の内訳を資料に追加した上で再度審議を行う。保育課作成の資料についても同じ対応をお願いされたい。 〇（総務法制課長）無償化を実施するなら、規則にその旨、明記して頂きたい。 〇（教育総務室長）先日教育長と大川副市長とで調整した際、教育局としては小学校1年生の無償化の方を優先とし、第3子の無償化については令和7年度に、再度検討する可能性も含め整理した。 〇（財政課長）物価高騰に係る負担軽減の優先順位はどの程度か。 →（教育総務室長）教育局としては物価高騰に伴う負担軽減が最優先である。 <<原案を一部修正し、上部会議に付議する。>>

11月14日 決定会議 （本市の子育て応援のための令和7年度新規事業について ①（仮称）相模原市子育て応援条例の制定に伴う令和7年度新規事業について ② 学校給食費に係る子育て世帯に対する負担軽減について ）	【令和7年度の子育て応援施策（新規・拡充分）について】 〇（市長公室長）子育て応援のための令和7年度新規事業として、これらの事業がふさわしいということで提案しているという理解でいる。 →（政策課長）通常であれば、政策的経費として推進プログラムの中で捌き、ある程度の精査を行うが、これらの事業は別となっている。 →（総務局長）予算要求の状況について伺う。 →（総合政策・地方創生担当部長）推進プログラムも単年度要因も要求していない。 →（財政課長）この庁議をもって要求してもらうことは構わない。 →（市長公室長）要求しても、結局、判断するのは1月の市長査定になる。決定会議として、反対意見は出ていないが、いかがか。 →（財政担当部長）色々と疑義はあるが、その点について議論すると話が細かくなってしまうため、査定の中で精査させていただく。 →（市長公室長）決定会議としては、了とし、予算査定にフィールドを移す。 〇（財政局長）新規事業について、繰り返しとなるが、3年ごとに見直す考えは変わらないということでよいか。 →（政策課長）そのとおりである。庁議で改めて審議するものと、推進プログラムの中で審議するものの2通りがある。 〇（市長公室長）案件の考え方について伺う。 →（財政局長）個別事業について疑義はあるが、総論と方向性は理解できる。 →（財政担当部長）何かしらの取組が必要であることは理解している。 【市内経済団体との連携強化について】 〇（総合政策・地方創生担当部長）市内経済団体との連携強化について、くるみん認定取得企業がゼロという状況下で、セミナー等の開催だけで取得につながるものなのか。 →（こども・若者未来局長）正直、土台がまだ足りていないと感じている。市だけでできるツールに限りがあり、伴走支援する際の知識や技術が必要である。アイデアベースではあるが、環境経済局との話の中では、市と神奈川労働局との連携協定や、商工会議所とのさらなる連携など、仕組みを変えていく必要があると考える。 →（総合政策・地方創生担当部長）そのような考えがある中で、ゼロからの脱却を目指す取組として、セミナー等の開催は弱いと考える。 【小学校1年生の無償化について】 〇（総務法制課長）小学1年生の無償化について、前回の調整会議では、規則での対応と説明したが、地方自治法や本市の条例、整備方針の上では、条例に記載する必要はないが、一方で、記載することもできる。令和6年1月から3月までの3か月間実施した無償化については、条例の附則にその内容を記載している。そのため、この取組を実施する場合、条例に記載することもできるが、教育局としての考えを伺う。 →（学校給食・規模適正化担当部長）局としては、どちらでの対応も可能であると考える。もし記載するのであれば、前回と同様、附則での対応と考える。 →（総務法制課長）前回は期限があったため附則での対応であったが、恒久的な取組として実施するのであれば、本則に記載するものと考える。 →（財政局長）新規事業であれば、3年ごとに見直すのではないか。 →（総務法制課長）本則に記載し、3年後に削除することもできる。 →（財政課長）仮に物価高騰対策による交付金が国から交付された場合の扱いは、どのようになるのか。 →（総務法制課長）予算対応となるため、条文にその部分を記載する必要はない。 →（財政課長）前回記載した理由について伺う。 →（総務法制課長）「徴収しない」旨を記載したからである。恐らく、前回も記載しないという選択肢もあったが、無償化に関する打ち出し方を踏まえての判断と考える。

つづき 11月14日 決定会議 （本市の子育て応援のための令和7年度新規事業について ① （仮称）相模原市子育て応援条例の制定に伴う令和7年度新規事業について ② 学校給食費に係る子育て世帯に対する負担軽減について ）	【「（仮）子育て家庭食育推進事業」について】 〇（総合政策・地方創生担当部長）「（仮）子育て家庭食育推進事業」について、KPIの内容があまり理解できない。LINEによる栄養相談をした者のうち、80%・90%の困り事が解消されるということか。同様に、食材等を配布した者のうち、80%・90%が理解を深めるという捉え方になるのか。 →（こども家庭支援担当部長）そのとおりである。 →（総合政策・地方創生担当部長）予算の全体規模として、約8億円もの事業費がかかる中で、事業の優先順位を付けるべきではないか。 →（こども家庭支援担当部長）今回は事業内容を精査した上で提案させていただいている。 →（総合政策・地方創生担当部長）その中でも優先順位があるのではないか。この事業で言えば、物流費が食材費に対して約7割の金額となっている。 →（財政担当部長）調整会議などで議論を重ねているだろうが、疑問点が多く、その部分も含め査定させていただく。本来は、調整会議で議論すべき内容であると考える。 →（政策課長）決定会議での議論は別議論であると考える。例えば、調整会議では、離乳食期の食育について議論した経過もあり、事業の必要性についても問いている。この場でも議論いただければと考える。 →（こども・若者未来局長）この事業の中で優先順位を付けるのであれば、LINEによる相談体制の整備との相乗効果を狙うため、離乳食が始まる4か月頃が最優先である。誰一人取り残さないという考え方の下、市としてのサポート体制があることを意識してもらえるよう、4か月頃に調理具等の支援をすることで関心を高め、LINEという相談の基盤に乗せていきたい。この整備する基盤を利用してもらえるような入口を1つ残したいと考える。提案する立場として他の部分も必要であるが、議論の場であるため、優先順位としては今申し上げたとおりである。 →（総務法制課長）調整会議の段階では、2歳から4歳までも食材支援の対象としていたが、会議での意見等を踏まえ内容を精査している。 →（財政担当部長）細かな部分を含め、調整会議で改めて議論すべきではないか。 →（総合政策・地方創生担当部長）議論しても平行線が続くと考える。 →（こども・若者未来局長）実際に、この離乳食期に携わってきた方と、そうでない方とでは考え方が異なり、携わっていない男性の目線で、子育てにおける悩みの上位にくる離乳食づくりを軽視するかのように語るのは、市としてのメッセージとして好ましくない。 →（総合政策・地方創生担当部長）他の事業でも同様であるが、事務的な経費の比率が高い中で、事業効果と整合が図れているのか疑問がある。 →（こども・若者未来局長）本市は地理的に広範囲であり、市内全域に届けるとこのような積算となる。一方で財源も限られていることから、事業費を抑えるのであれば、先ほどご説明した運用になると考える。 〇（こども家庭支援担当部長）「（仮）子育て家庭食育推進事業」で要求している必要人工の扱いについて伺う。 →（総務局長）現在の要求には含まれていない。事業が定まらない中で判断できないため、今後の状況によるものと考える。 【今後の進め方について】 〇（市長公室長）上部会議に諮る場合、どのようにすべきか。 →（総合政策・地方創生担当部長）調整会議の結果を踏まえ、案件をまとめた経過があるため、上部会議に諮るのであれば、審議中の案件も含め、まとめて提案すべきと考える。 →（政策課長）今までは各々で審議を進めていたが、今回の決定会議で案件が出揃い、審議事項と議事録も紐づけられているため、案件をまとめることは可能である。 →（市長公室長）給食費関係は、次回の上部会議に諮ることは可能であるが、今回の案件については整理が必要であり、上部会議にまだ諮れないと考える。別途予算査定が必要である。 →（政策課長）今回の案件については、内容の承諾をいただき、事業規模や予算については査定の中でという認識でよいか。 →（市長公室長）そのとおりであると考える。 →（財政局長）説明資料3ページの新規事業については、予算査定を受けての結論であれば、ゼロ査定という結果もあり得る。 →（政策課長）少子化対策等の事業は推進プログラムの事業として、既に予算を確保している。 →（財政局長）推進プログラムの予算枠に収まればの話である。 →（総務局長）事業の意思決定と、実際に予算が措置されるかは別議論であると考える。 →（市長公室長）意思決定が図られれば、対外的には予算が措置されると捉えられてしまう恐れがある。そのため、上部会議へ諮るのであれば、その前段として、政策課、総務法制課、財政課、所管課で打ち合わせを行い、スケジュール等について整理していただきたい。その結果を次回の決定会議で報告いただきたい。 →（財政局長）「物価高騰に伴う学校給食費の改定」の進捗状況について伺う。 →（学校給食・規模適正化担当部長）決定会議まで審議が完了しており、今後の戦略会議に諮る予定となっている。

つづき 11月14日 決定会議 （本市の子育て応援のための令和7年度新規事業について ① （仮称）相模原市子育て応援条例の制定に伴う令和7年度新規事業について ② 学校給食費に係る子育て世帯に対する負担軽減について ）	【その他】 〇（市長公室長）「（仮称）相模原市子育て応援条例の制定」について、既に庁議にて承認を得ているが、今回の審議事項は関連があり、また、現在審議中である学校給食課の「物価高騰に伴う学校給食費の保護者負担の軽減」、保育課の「物価高騰に伴う公立保育所・認定こども園の給食費の改定」も関連がある。前回の決定会議では、「1月中旬の市長査定を受けて結論を出すもの」としているが、今の流れからすると、庁内での扱いを決め、議会への情報提供等について整理する必要がある。 →（総務法制課長）小学1年生の無償化については、条例を改正するのであれば結論を出したい。 →（学校給食課総括副主幹）令和6年1月から3月までの3か月間実施した無償化については、12月の条例改正で対応した。無償化が決まったのが直前だったため、部会への説明は行っていない。学校給食費の改定については、3月部会での説明はあるが、その前の部会でも話す必要があり、もし小学1年生の無償化を実施するのであれば、合わせて打ち出す必要があると考える。また、審議中ではあるが、3月部会で学校給食費の改定と小学1年生の無償化、その前の部会で物価高騰に伴う負担軽減という説明方法も考えられる。 ＜＜原案を一部修正し、上部会議に付議する。 ただし、予算対応とする。＞＞

2025/1/10　戦略会議資料

本市の子育て応援のための令和7年度新規事業について

こども・若者未来局
教育局

1．本市の少子化の現状

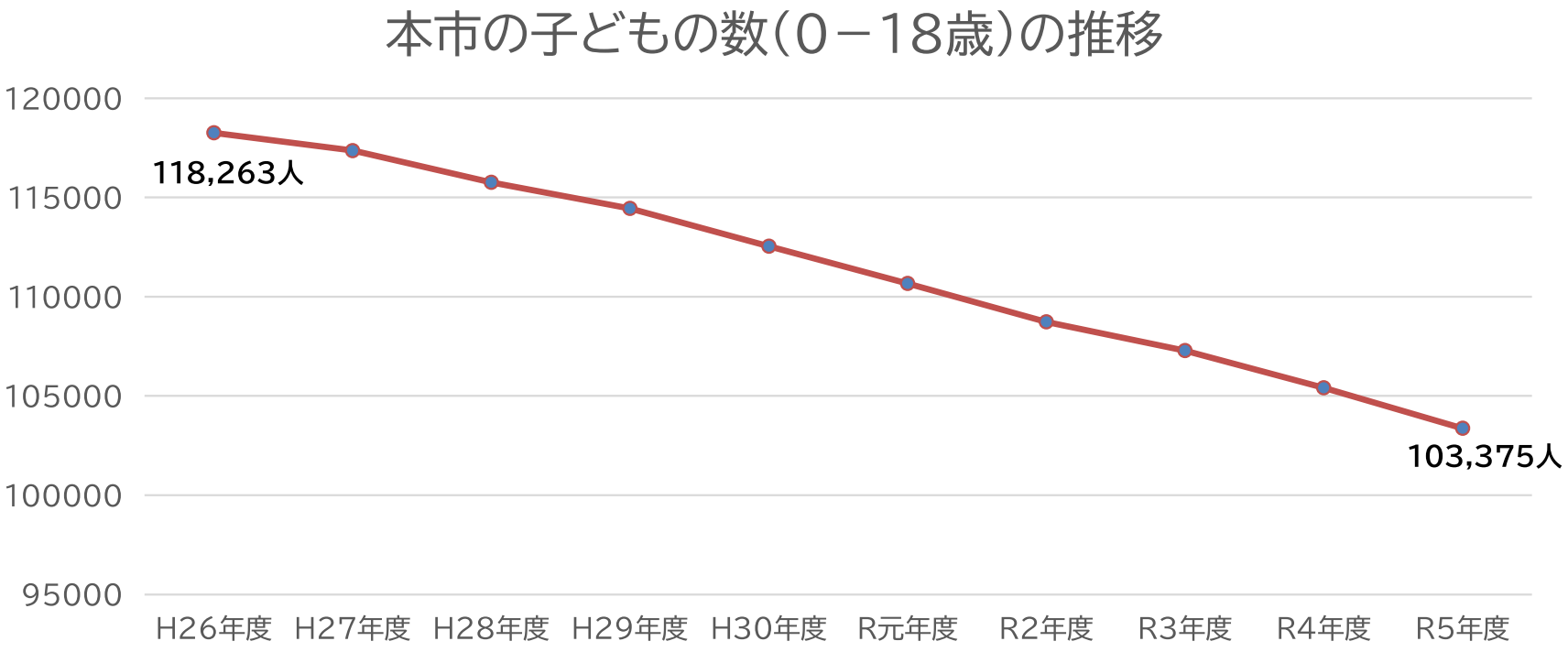

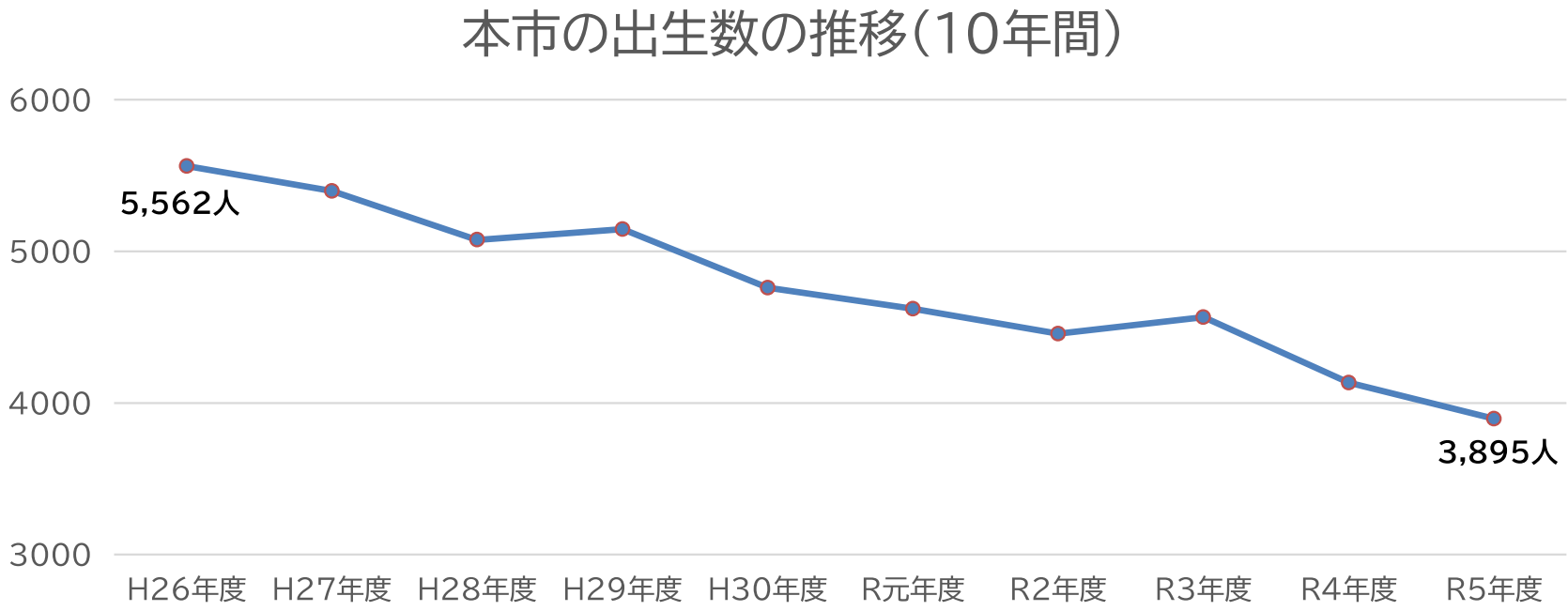

（出所：相模原市
住民基本台帳）

１．本市の少子化の現状

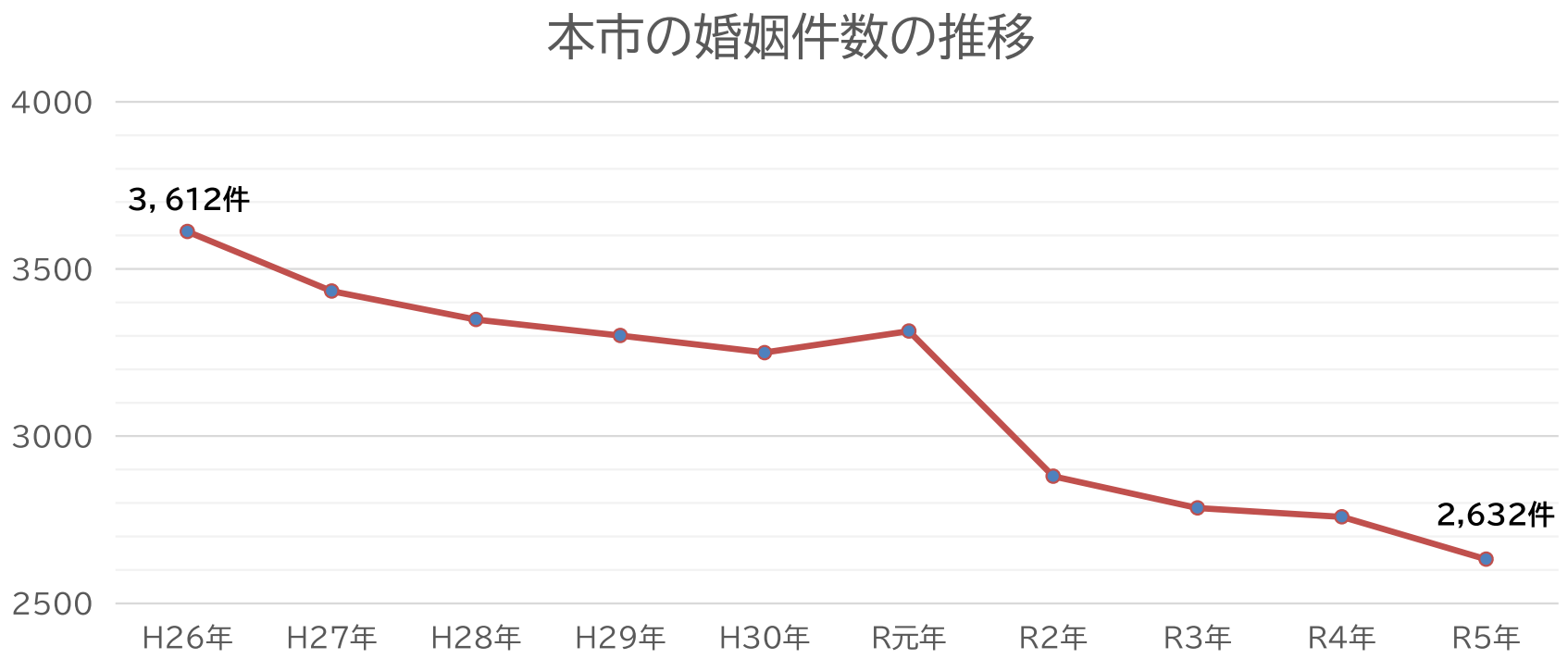

（出所：厚生労働省
人口動態調査）

	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳
R2未婚率(%)	99.7	94.9	69.3	42.8	30.4	25.0	24.1	20.2	14.8	10.9

（出所：
令和2年国勢調査）

2. 子育て応援施策（課題認識）

子育て世代が感じる不安や負担について（本市 アンケート調査）

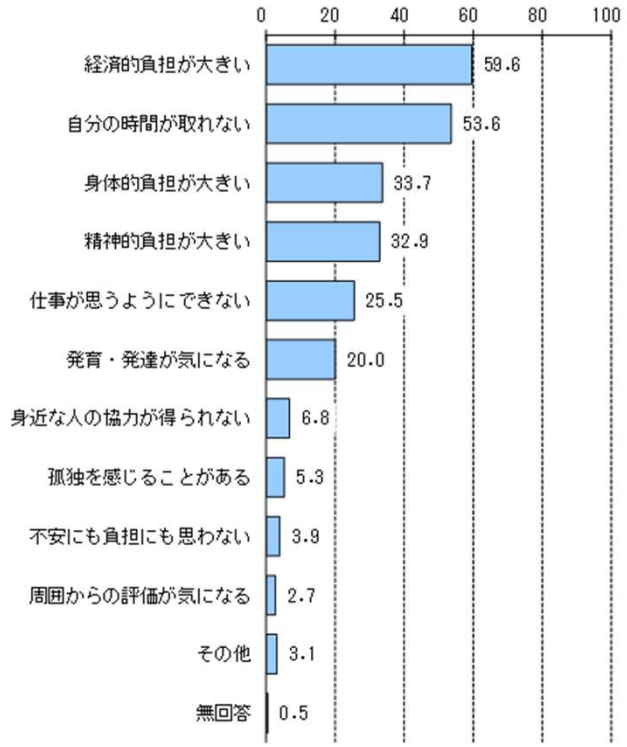

令和6年度本市アンケート調査結果（N＝584）

本市での子育てに対する認識（本市 アンケート調査）

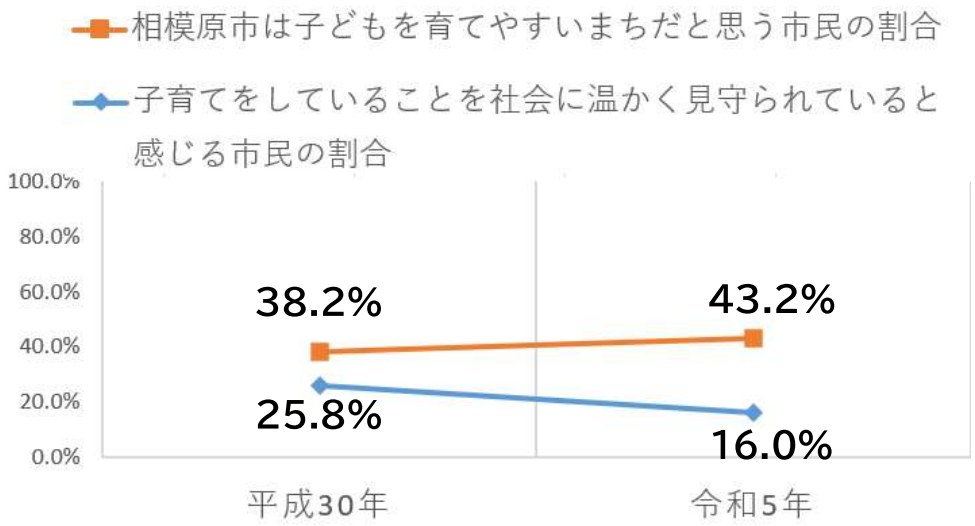

令和6年度本市アンケート調査結果（N＝584）

こども未来戦略（令和5年12月22日）で示された課題

1　若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けない

2　子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境がある

3　子育ての経済的・精神的負担感や子育て世帯の不公平感が存在する

3. 本市の子育て応援施策（対応の方向性）

○　深刻な少子化に直面する本市としては、（仮称）相模原市子育て応援条例を制定し、社会全体が相互に連携しながら子育て世帯を温かく見守るという規範を定めるとともに、子育て応援の実効性を高めていくため、こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）で示された「3つの理念」を踏まえつつ、以下のような子育て応援施策に取り組んでいく。

1. 子育ての喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる施策
- 現に子育て中の方への経済的負担の軽減
- 子育て世代への切れ目ない支援
- 子育てにやさしい公共施設

2. 子育てや結婚を応援する意識を育む施策

3. 結婚や子育ての希望をかなえるための施策

4. 上記のほか、子育て世代を応援するために必要な施策

こども未来戦略が示す「3つの理念」
1　若い世代の所得を増やす
2　社会全体の構造・意識を変える
3　全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援する

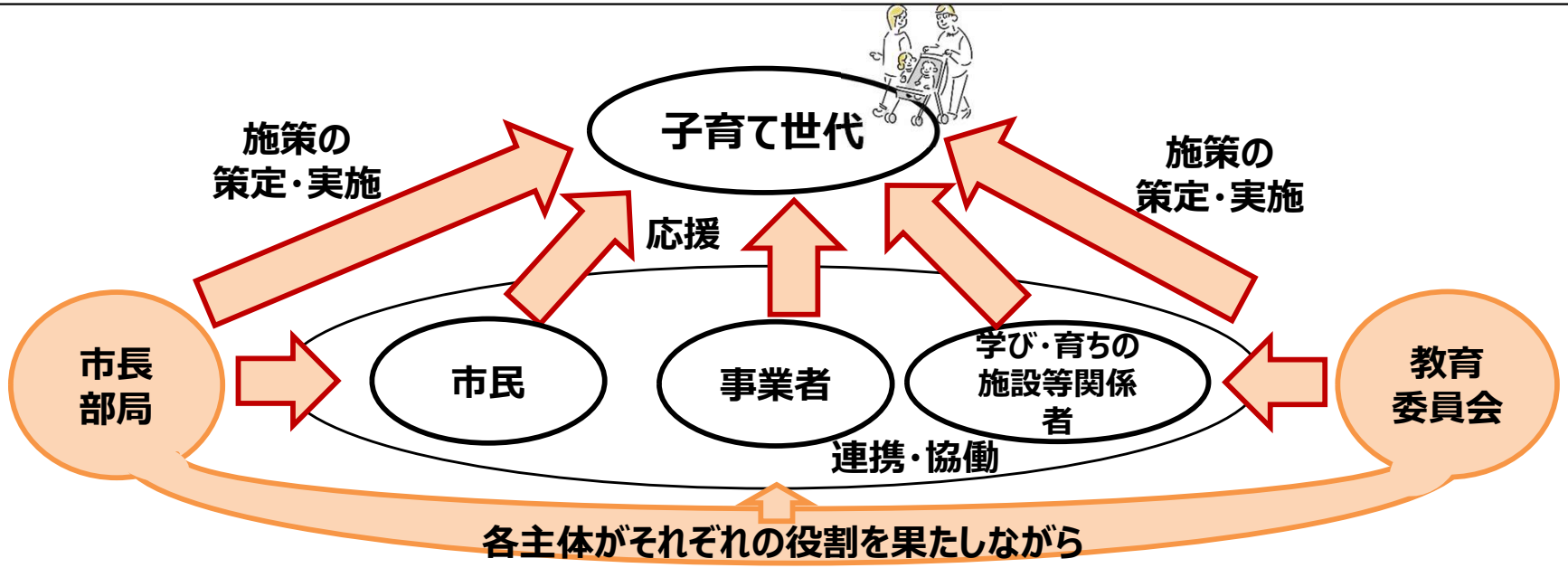

4．令和7年度の子育て応援施策（新規・拡充要求分）

総事業費：約7．1億円
うち一財 ：約5．7億円

1．子育ての喜びを実感しながら安心して子育てをすることができる施策　約6．9億円（うち一財約5．5億円）

経済的負担軽減　約3．9億円（うち一財約3．4億円）

●学校給食費にかかる子育て世帯に対する負担軽減
　・小学1年生無償化
○ 学用品に係る保護者負担の軽減
　・学用品(彫刻刀等)の公費購入
○ 低所得者世帯へのスタディクーポン事業（高校等進学支援）
○ 不登校児童生徒への経済的支援（小・中）

子育て世代への切れ目ない支援　約2．6億円（うち一財約2．1億円）

●子育て家庭食育推進事業
　子どもの月齢・年齢に合わせて食材や調理器具等配布。
　併せて、LINEによる個別栄養相談等、保護者のニーズに合わせた相談等の機会を無料で提供
○1か月児健診の実施
○妊婦健康診査助成額の拡充
○ さがみはら休日一時保育の拡充
○ 不登校児童生徒の居場所の確保とICTを活用した切れ目のない支援の実現
　校内登校支援教室の設置と学校相談室等へのICT環境整備

子育てにやさしい公共施設　約4,000万円（うち一財17万円）

○　公共施設におけるキッズスペースの整備等
○　子育て応援公園（ロング滑り台設置に向けた調査）

2．子育てや結婚を応援する意識を育む施策　約580万円（うち一財約580万円）

●伴走型企業支援の実施
　くるみん認定取得企業ゼロからの脱却、増加を目指すため、伴走型企業支援の実施
●相模原市子育て応援条例等の周知・啓発
　条例制定の周知

3．　結婚や子育ての希望をかなえるための施策　約900万円（うち一財約300万円）

●学生や20代・30代社会人に向けたライフデザインセミナー
　学生や20代・30代の若いうちから将来を意識し、描いた人生の実現に向けて行動するきっかけとするためのセミナーを開催
●相模原市独自の婚活イベント　婚活！さがみはラブ
　婚活イベントの開催

4．　その他、子育て世代を応援するために必要な施策　840万円（うち一財840万円）

○　さがみはら津久井産材を活用した出生時プレゼント
　「さがみはら津久井産材」を活用した「ラトル(がらがら)」を出生時にプレゼント

※●印は庁議等が終了していない事業

経済的負担軽減

1.　●学校給食費にかかる子育て世帯に対する負担軽減　約2．4億円

○　小学校への入学により一時的に経済的負担が大きくなる世帯の負担を軽減するため、小学校1年生の学校給食費を無償化
○　食物アレルギー等で学校給食を喫食できない児童に対しては、給食費相当額を給付

2.　学用品に係る保護者負担の軽減　約3，300万円

○　家庭が負担している学用品(彫刻刀等)のうち、使用期間が比較的短く家庭における使用機会が少ないものについて公費で購入

3.　低所得者世帯へのスタディクーポン事業（高校等進学支援）　約6，700万円（県1／2）

○　本市就学奨励金の交付決定を受けている世帯の中学3年生が、家庭の経済状況に左右されず自身が望む高等学校等へ進学できるよう学習塾代（通信、個人塾含む）を支援
※就学奨励金対象児童生徒数 7,010人のうち、中学3年生857人（令和6年10月1日現在）

4.　不登校児童生徒への経済的支援（小・中）　4，800万円（県1／3）

○　不登校児童生徒がそれぞれの状況に応じた居場所・学びの場を確保できるよう、フリースクール等への通所経費を支援

●学校給食費にかかる子育て世帯に対する負担軽減　約２．４億円

１．　目　的

○　小学校への入学により一時的に経済的負担が大きくなる世帯の負担を軽減するため、小学校１年生の学校給食費を無償化する。

２．　実施内容等

（１）　対象者：小学校１年生の保護者

（２）　無償化の額：１食当たり270円

※食物アレルギー等で学校給食を喫食できない児童に対しては、相当額を給付

（３）　対象人数：４，824人（R7児童生徒推計）

（４）　事業費：令和7年度　＠270×４，824人×185日≒２．４億円

▶ 食物アレルギー児への給付分(100人見込：約2%)として約500万円を含む

▶ 就学奨励金等(扶助費)での対応分を除く一般財源は約１．９億円

※ このほか、学校給食費管理システムの改修費：約370万円、
無償化対象者への通知、アレルギー等対応給付の申請・決定などに係る経費
(消耗品費・印刷製本費・郵送料)：約58万円程度 が別途必要

（５）　学校給食費の改定と合わせ、「学校給食費の管理に関する条例」に規定

[想定事業費]

	対象人数	無償化額（1食当たり）	日 数	事業費（対応額）	うち実質の一般財源
R7	4,824人	270円	185日	240,959千円	194,905千円
R8	4,683人	310円	185日	268,570千円	217,299千円
R9	4,611人	310円	185日	264,441千円	213,916千円

※ 無償化の額については、令和8年度からは学校給食費の改定後の額（1食当たり310円）で算定

子育て世代への切れ目ない支援

1.　事業体系 イメージ

妊娠期 → 出産 → 産後 → 子育て期

【拡充】 妊婦健康診査助成額
合計　9万円→11万5千円

【新規】
1か月児健康
診査費用助成
1人　5千円

【新規】●子育て家庭
食育推進事業

【拡充】 さがみはら休日一時保育
1か所→3か所

【拡充】 子育て支援センターの機能強化　　統括支援員の配置

2.　事業内容と事業費

○ 妊婦健康診査の助成額の拡充、1か月児健康診査の費用助成による受診環境の整備と費用負担を軽減　約1．4億円（一部国1/2）

○ 子育て家庭食育推進事業により、食育の知識・技術を習得する機会を創出し、育児負担軽減による虐待リスクの予防と子どもの健康づくりを推進（令和7年10月）　約1，500万円

○ 理由を問わず休日に預けることができるさがみはら休日一時保育を、緑区に加えて南区（令和7年4月）・中央区（令和7年夏を目途）でも新たに実施　約1，300万円　（国1／3）

○ 母子保健と児童福祉の連携強化のため、各区子育て支援センターに統括支援員を配置し、包括的な支援体制を充実させる。

●子育て家庭食育推進事業　約１，５００万円【令和7年10月開始予定】

１．　目　的

○　子どもの食生活に関する必要な知識・技術を習得する機会を創出し、切れ目のない支援を充実することにより、育児負担の軽減を図り、虐待リスクの予防と子どもの健康づくりを推進する。

２．　実施内容等

（１）　対象者：①生後4か月頃の乳児　②生後4か月から就学前児とその保護者

（２）　実施方法：業務委託

（３）　委託内容：

①　離乳食の開始に向けて、離乳食期特有の調理器具・食具や食材（1人1回本人が選択）、離乳食レシピ等を宅配する。

②　離乳食の作り方や進め方、偏食等の食に関する日常的な困り事の軽減に向けて、LINEによる栄養相談や管理栄養士等による料理教室を無料で提供する。

③　LINE相談を通じて、子育て支援センターによる支援が必要な家庭を把握し、アウトリーチ型の対応を強化する。

（４）　事業費：令和7年度　約1，500万円（委託料1，440万円、人件費60万円）

委託料内訳・・・食材費720万円、物流費350万円、システム構築費300万円、育児支援費70万円

令和8年度　約2，370万円（委託料2，260万円、人件費110万円）

委託料内訳・・・食材費1,440万円、物流費680万円、育児支援費140万円

※委託料のうち、育児支援費は補助金あり（国2／3、県1／6）

（５）　KPI：

○　調理器具・食具、食材等の配布により、離乳食の開始に向けて、不安や負担が軽減されたと回答した保護者の割合　R9：80%　R12：90%

○　LINEによる栄養相談等の利用で、離乳食に関する困り事が軽減されたと回答した保護者の割合　R9：80%　R12：90%

○　LINEによる栄養相談の利用件数　R9：3,100件　R12：3,500件

子育てにやさしい公共施設づくり

1.　キッズスペースの設置

○ 本庁舎、緑合庁、南合庁への設置
○ 1ヶ所あたり3畳程度のスペースを想定
○ 事業費　75万円

キッズスペース
（イメージ）

2.　貸出用ベビーカーの設置

○ 本庁舎、緑合庁、南合庁、南保健福祉センターへの設置（2台ずつ）
○ 事業費　32万円

貸出用ベビーカー
（イメージ）

3.　授乳室やおむつ台の案内掲示の改善

○ 現状、利用者目線で見ると庁内の授乳室の案内がわかりにくい。
○ 利用者にとってわかりやすい案内への改善を検討する。
○ 授乳室にて搾乳もできる旨の案内（搾乳マーク）を表示する。

神奈川県作成の
シンボルマーク

案内掲示のイメージ

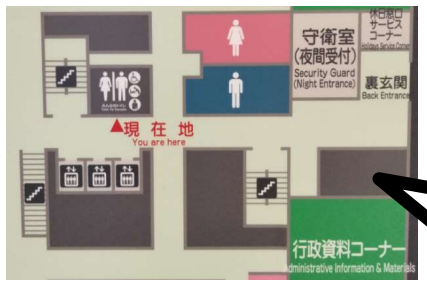

わかりやすい案内のイメージ

【その他】 子育て用日用品の配布

○ 3区の子育て支援センター窓口等で、子育て用日用品を配布。

子育てや結婚を応援する意識を育む施策

●伴走型企業支援の実施

こども施策に関する国の基本的な方針や重要事項等を一元的にまとめた「こども大綱」（令和5年12月22日）において、職場の文化・雰囲気を抜本的に変え、男性、女性ともに、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度を使えるよう、組織のトップや管理職の意識を変え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めていくとされている。

本条例の制定にあわせて、組織のトップが先頭に立って市内企業の職場が子育てを応援する気運を高めていく取組を展開したい。

令和7年度における主な事業

（1）くるみん認定取得支援（伴走型企業支援、セミナー開催）

（2）「仕事と家庭両立支援推進企業表彰」

（3）市長・大学生や若手社会人とのタウンミーティング

（4）若者向け「ライフデザインセミナー」

（5）「子育て応援店」の積極的な開拓

くるみんマーク
「子育てサポート企業」として、
厚生労働大臣の認定を受けた証

●若者向け「ライフデザインセミナー」　99万円

1. 目的

○ 若い世代が将来の人生設計を希望をもって描き、実現に向けて行動するきっかけの場とする

2. 実施内容等

（1） 高校生・大学生向けセミナー
- ○ 学校内でのセミナー実施（連携大学・市内高校で出前講座の実施）
- ○ 公共施設でのセミナー実施（希望する学生を募集してセミナーの実施）

（2） 社会人向けセミナー
- ○ 市内企業新卒者や若手職員を対象としたセミナー実施（希望制や研修）
  【講師：（1），（2）ともに包括連携協定を締結している保険会社等】

3. 事業費

99万円 （国3／4）

4. KPI

○ セミナーを受講して今後、本市でのライフプランを考えるきっかけとなった人の割合
目標値　70%

○ ライフデザインセミナーの参加者数　目標値　300人

●相模原市独自の婚活イベント（（婚活！さがみはラブ♡）　800万円

1. 目的

○　本市の婚姻件数は令和5年までの10年間で3,612件から2,632件まで約1,000件減少。政令市の中で婚姻率が低く、18位となっている状況を受け、出会いの場を創出する取組を実施するもの。

2. 実施内容等

（1）ターゲット層：20歳代後半から30歳代まで

※　男女各20名程度の募集で3回実施予定。

（2）実施方法：結婚相談所等の専門事業者に対する業務委託

（3）委託内容：

婚活イベントの開催（募集も含む）、専門家による

さがみ湖イルミリオン　さがみ湖MORIMORI　HP

セミナー、マッチングしたカップルに対するフォローアップ、効果的な広報の実施

3. 事業費

800万円（委託料）　国2／3

4. KPI

マッチング数：令和7年度目標「20組」

※マッチング数とは、お互いの連絡先を交換したカップルの数

第８回　戦略会議　議事録　　**（様式４）**

令和７年１月１０日

１　次期総合計画推進プログラムの策定について

【市長公室　政策課】

（１）主な意見等

○（石井副市長）基本的に、それぞれの施策は個別の庁議で審議を終えており、提案の次期総合計画推進プログラムに位置付けることについてのみ諮るものであり、事業費等は今後の予算査定の中で判断されるという認識で良いか。

→（市長公室長）その通りである。

○（石井副市長）「戦略的な都市経営」は、現時点では都市経営戦略の内容が具体的に決まっていない中で、基本的視点に位置付けることについてどう考えるか。策定前の空白期間であることとの矛盾はないか。

→（市長公室長）令和７年８月を目途に都市経営戦略は取りまとめるが、策定方針を示しており、これをベースに進めさせていただくため、矛盾はしていないものと考えている。

○（奈良副市長）今後策定する都市経営戦略は、これまでの行財政構造改革の精神の継承を想定する一方で、本プログラムの基本的な視点に様々な取組を加速するような表現ともいえる「戦略的な都市経営」を位置付けると、その関係性に混乱が生じ得ると考える。

→（市長公室長）令和６年度末をもって「行財政構造改革プラン」が終了するが、根底にはある行財政改革、戦略的な都市経営という考え方は平成の時代から継続していると考えており、その通常運行に戻るという整理をしているが、表現方法については検討させていただきたい。

○（奈良副市長）「戦略的」という言葉が過去から受け継がれてきているものとして捉えていただけるかという不安がある。

○（鈴木教育長）基本的な視点の「ポストコロナのまちづくり」は、判断は難しいが、今後も継続して位置付ける必要があるとの考えか。

→（市長公室長）令和７年４月以降に、市の総合計画を補完して実際に市の施策を推進する際の基本的な考え方になる。受け手の捉え方なども想定して、表現の方法等調整させていただきたい。

○（市長）それぞれの取組について、各局・区がしっかりと進捗をはかり、市民が実感できる、目に見える形で具体化していただきたい。

（２）結　果

○原案のとおり承認する。

ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

２　①物価高騰に伴う学校給食費の改定について
②物価高騰に伴う学校給食費の保護者負担の軽減について
③物価高騰に伴う公立保育所・認定こども園の給食費の改定及び子育て世帯への経済的支援について

【教育局　学校給食課、こども若者未来局　保育課】

（１）主な意見等

○（市長）資料３ページに記載のある学校給食費の年額上限額は規則で規定することが可能なのか、また、条例ではなく規則で規定した際の問題点を伺う。①
→（教育局長）公会計化に伴い、本市でも上限額を条例で定め、保護者からの徴収金額を規則で定めているところだが、法制執務上、現行の建て付けに問題はない。条例に定めた上限額を超える徴収は出来ないが、条例で定めた上限額内であれば、規則で徴収額を定めることが可能である。しかし、規則で上限額を定めるにしても保護者への周知期間等も考慮すると、物価高騰の局面ですぐに徴収金額を引き上げることは難しいと考えており、実際に掛かる食材費と徴収額に一定期間乖離が生じることは課題であると認識している。
→（学校給食・規模適正化担当部長）令和２年度に制定したばかりの条例であるため、建て付けをすぐに変更するのは保護者からも理解が得られにくいと考えている。

○（市長）物価高騰に伴う支援はこれまでも実施してきたが、１食あたり数十円の支援に対し、保護者は子育て支援策であることを感じづらいのか、うまく伝わっていないのではないかと感じている。国からの交付金ではあるが、給食費に対して支援を行うことは市が決定していることなので、保護者に対しては、子育て支援策である意図がしっかり伝わるよう工夫して頂きたい。新たな周知方法等は検討しているか伺う。②③
→（こども・若者未来局長）行政が支援に入っていることをしっかりと説明しなければいけないと考えている。併せて、私立の保育園やこども園の施設長からも保護者に説明して頂く。単に伝えるだけではなく、より具体的にかかった経費等を明確にし、どの部分に公費が入っているのかを明確にしていきたい。
→（教育局長）教育局においては、年度初めに学校給食ニュースにおいて保護者に対しては周知を行う予定。それに加えて、給食費納入に係る納付額決定通知書を送付する際にも書面を同封し、子育て支援策であることを伝えていく。
→（市長）近隣市が給食費の完全無償化を実施していく中で、市として出来ることとして物価高騰分に対する支援を行っていくこと。保護者に対しては、物価高騰に伴い、これまでの金額では従来の栄養価等を維持することができないことを伝えた上で、併せての支援を分かりやすくご案内して頂きたい。
→（教育長）定額減税のように給食費の納付書にも本来必要な金額と実際の納付額を記載することができないか局内でも検討を行ったが、支援が恒久的なものであれば納付書のレイアウト変更も可能だが、一時的な対応となるため、今回は書面を同封する対応とする。それに加え、保護者の方に直接説明する機会の場として入学説明会においても、併せて丁寧に説明していく。

○（市長）資料４ページに令和８年度以降の方針の記載があるが、令和８年度の方針については、今回の審議事項ではないと考える。②
→（教育局長）令和８年度については、７年度中に改めて庁議を行い、方針を固めていく。

○（市長）今回の公立保育所・認定こども園の給食費の改定に伴い、本市は近隣市に比べ金額自体も高い水準となるが、局としての考えを確認したい。③
→（こども・若者未来局長）金額の引き上げについては、心苦しいところではあるが、給食は単なる食事に留まらず、食育の面でも教材となりうるものであると考えている。食材費の高騰だけではなく、保護者には今後も大切な食育としての取組を継続していくためにも、必要な負担であることを伝え、子どもたちには食育の取組をしっかり伝えていくこと

が重要であると考えている。

○（石井副市長）学校給食・保育所の両方に該当することだが、市の制度として使用料や利用料の引き上げを位置づけた時には、市民負担を軽減するために激変緩和措置がある。激変緩和措置は負担の軽減であって、全額の緩和措置は前例がなく、今回の事案に限らず、全庁的に、緊急で激変緩和措置を行う必要が出てきた際の考え方の整理を行って頂きたい。これまでと比べ、財政の中で給食費の占める割合が高くなってきている。原則受益者負担ではあるが、公会計化を経た中で、今回のように市費を投入する場面は今後も予想される。費用の出入りが明確になるよう、学校給食については特別会計の設定についても本格的に検討を進めて頂きたい。①②③

→（教育局長）特別会計の設定については、令和８年１２月の中学校の完全喫食が始まるタイミングを意識しながら検討を進めていく。

○（総務局長）今回の増額分については一部公費で負担することとなるが、いずれは全額保護者に負担して頂くことになる。給食費を払う側からすると、物価高騰に伴う価格改定については仕方がないと思う反面、価格が上がった分が具体的に給食にどう反映されているかが伝わらないと、理解を得にくいと考える。食育などの付加価値をつけていくことにより、保護者の理解が得られやすくなるのではないかと思うが、本市独自の給食の在り方や取組はあるか。また今後何か新しい取組を検討しているのか伺う。①②③

→（学校給食・規模適正化担当部長）昨年度、中学校完全給食実施方針を策定した。その中で食育の充実を推し進めていくことを位置づけてあり、小学校についても、こういった考えに基づき管理栄養士や栄養教諭を確保しながら食育推進の拡充を図っていく。

→（こども・若者未来局長）保育所についても、先ほどと同様の説明になるが、現場においては献立の内容、食材の産地や地産地消の取組など様々な創意工夫を行っている。こうした取組が園単位ではなく、市内全体に広がっていくよう協力を図っていきたい。

→（総務局長）現在行っている食育の取組についても、なるべく外向けにＰＲしていき、給食費の改定についても保護者の理解を得られやすくなるよう努めて頂きたい。

○（奈良副市長）今回は価格改定の提案だが、物価高騰の今だからこそ価格を据え置くという議論はあったのか伺う。①②③

→（教育長）給食費は保護者負担が原則で、食材費が高騰している以上、条例上の上限額を据え置くという考え方は難しい。給食費を据え置いてしまうと、保護者に負担していただく食材費が上がっていないことになってしまうので、本来負担していただく金額については、示していくべきだと考える。

→（奈良副市長）食材費の高騰に伴い、給食費の金額を引き上げなくてはいけないことは分かるが、他の子育て支援施策も踏まえ、価格を据え置いたまま本来必要な金額を案内することも出来たのではないか。徴収金額を据え置くなら、そもそも給食費の価格改定も必要ないのではと考える方もいるのではないか。

→（教育長）引きあげるべき給食費の金額を据え置いてしまうと、逆に本来必要な金額が保護者に伝わりづらいのではないかと考えている。

→（こども・若者未来局長）給食費の引き上げについては、食材費の高騰だけに留まらず、質の良い食の提供を維持していくためにも必要なことである。これまでも価格を据え置くために様々な創意工夫を行ってきたことを対外的にもアピールしながら、結果として価格を引き上げることになることを丁寧に説明していきたい。

→（教育局長）給食の提供に係る食材費の高騰に伴う分については、値上げをさせて頂くが、質の高い給食を維持していくために必要な金額であることを伝えるためにも、上限額の引き上げは必要だと考える。

（２）結　果

○原案のとおり承認する。

３　本市の子育て応援のための令和７年度新規事業について
【こども・若者未来局　こども・若者政策課、教育局　学校給食課】

（１）主な意見等

○（市長）「くるみん認定取得支援」について、環境経済局と連携を図っていただいているが、庁内全体では横串が刺せていない部分があり、事業課のみで考えることが見受けられる。「相模原市独自の婚活イベント」についても、例えば、教育局や消防局等との連携や、Ｘ（エックス）を活用した広報なども行っていただきたい。なお、婚活イベントについては、ターゲット層を２０歳代後半から３０歳代までとしているが、４０歳代・５０歳代でも未婚率が２０％台になっているため、その年代の方々もパートナーを持つことは大事であることから、将来的には、その年代も対象としたイベント等が開催できれば良いと考える。

○（市長）経済的負担軽減について、多岐に渡り事業を提案していただいているが、本日の会議で承認された場合、令和７年度当初予算に計上されるということでよいのか。

→（財政局長）今回提案いただいている事業については、予算要求もされている。

→（市長）「低所得者世帯へのスタディクーポン事業」について、対象者を低所得者世帯に限るとしても、ばらまきと感じる市民もいると考える。他市で実施している経過があり、過去の議会においても質問があった事業である。事業目的が、自身が望む高等学校等へ進学できるようとなっているが、学習塾に通うことで希望進学に直接影響するような統計データはあるのか。また、考え方について伺う。

→（教育局長）この事業は令和７年度から神奈川県で新たに取り組む事業で、県内の市町村に投げかけがあったものであり、「不登校児童生徒への経済的支援」も同様である。教育局で詳細な統計データは持っていないが、進学に対する支援を県が提案してきたということで、本市としても協調した中で取り組みたいと考える。

→（市長）大阪市で実施していることは承知しているが、他市の状況は。

→（教育局長）近隣自治体では渋谷区で実施しており、東京都のいくつかの自治体でも実施していると伺っている。

○（市長）「不登校児童生徒への経済的支援」について、現在、教育局で把握しているフリースクールに通っている児童生徒は８０名程度と認識しているが、実際の人数はわからず、実態把握の必要性を議会からも指摘されている。本市では、協議会に所属しているフリースクールは３か所であるが、属していないフリースクールもある。また、市内の子どもでも、町田市や八王子市のフリースクールへ通っていることも考えられるため、もう少し実態を把握していただきたい。なお、支援の対象者は３か所に通っている児童生徒ということでよいのか。

→（教育局長）まずは、不登校の児童生徒の実態をしっかりと把握していきたい。例えば、自宅に引きこもっている状態なのか、フリースクールに通学しているかなど。また、フリースクールであっても、学校との連携が必要となってくるため、実態をしっかり把握した上で支援していきたい。対象とするフリースクールについても、他市などを参考にしながら補助要件を定め、３か所以外についても対象にしていきたいと考えている。

→（市長）状況を掴めていない児童生徒については、実態把握に努めているのか。

→（教育局長）学校と調整し、不登校の児童生徒をどのように調査し把握していくのかを検討している。

→（市長）不登校の児童生徒への支援に関しては、鎌倉市が先進的に取り組んでいる。

→（教育局長）長野県では、フリースクールの認定制度を設けていると伺っている。先行自治体の取組を参考にしながら、補助対象とするフリースクールの要件を定めていきたい。

○（市長）「子育て家庭食育推進事業」について、調理器具、食材やレシピ等を宅配するとあるが、希望者の把握方法や、配送方法を具体的に考えているのか。

→（こども家庭支援担当部長）生後４か月頃の乳児を対象と考えており、その保護者へパ

ンフレット等を送付し、一人当たり４，０００円の範囲内で、調理器具や食材などを選んでいただくことを考えている。なお、宅配料金は別に必要となる。

→（市長）先日、保育所等の入園募集に関して町田市と本市の状況をこども・若者未来局に伺った。その中で、ＤＸ化に差があるとのことだったが、今回提案の事業においてＤＸ化の取組はあるのか。

→（こども・若者未来局長）そこまでの検討には至っていない。保育所等だけではなく、手続き全体がアナログになっており、例えば、保育園に入所する際も、保護者にはいくつもの書類を手書きしていただいている。委託業務ではあるものの、提出書類の内容を一つ一つ入力し、そこから入所調整を行っているため、作業だけで２か月程度の時間を要している。業務の効率化も必要であるが、保護者の負担軽減を考えても、ＩＣＴ、ＤＸ化の発想で検討していくことは不可欠である。ＤＸ化に向けては、検討にもう少し時間がかかる。

→（市長）健康福祉局の永渕参事からも局内のＤＸ化が遅れているとの話があった。全体的に攻めに転じられていないと感じる。子育て世帯へのＤＸ化は必要なため、今後、検討を進めていただきたい。

→（こども・若者未来局長）他市では、保育に特化したシステムを導入しているところもある。また、保育に限らず、あらゆる申請をまとめ、パッケージとして提供している事業者もいると聞いている。幅広い分野において実施する場合、まとめた方が便利なのか、個別の方が効果的なのかを検証する必要があり、今後、市長公室にも相談していきたい。

→（市長公室長）東京都知事の年頭あいさつにおいて、ＤＸ化の話を相当しており、大きく報道されていた。個別のアプリケーションの範囲も広がっており、様々な事業者も開発を進めているため、検討を進める上で調整させていただきたい。

○（石井副市長）「キッズスペースの設置」について、これは、まちかど市長室において、子どもを連れた母親から市長へ、ある意味、直訴された取組であり、私としても期待している。市側から見ても保護者側から見ても良い施策であり、コストパフォーマンスが非常に高いと考える。そのような前提の中で今回は３か所の想定であるが、あの時の母親の声は「子どもを連れて散歩したとき、一息つける本当に小さなスペースでいいのです。それが自分に身近な公共施設にあると、私たちは外に出やすくなります。」ということであった。本庁舎、緑合庁、南合庁を否定するわけではないが、母親が望んでいる趣旨と設置目的が少しずれかねないかと考える。例えば、２～３畳程度をパッケージとして置くことはできないのか。

→（こども・若者未来局長）今後も展開していきたいと考えるが、施設所管課との調整が必要となる。キッズスペースを念頭に置きながら他の取組を説明させていただくと、神奈川県が作成している「搾乳できますマーク」は、公民館等を含めると数十か所あるが、こども・若者未来局の担当課から各施設所管課へ協力を依頼し実現したものである。「子育てにやさしい公共施設づくり」は、施設所管課の協力なくして実現できないため、本日出席の皆様にもご理解いただいた上で、取り組んでいきたい。

→（石井副市長）経過は承知しており、こども・若者未来局だけでは非常に難しい状況であることも分かっている。本当は、まちづくりセンターや公民館レベル全てに備え付けるべき話であり、そのような前提で、こども・若者未来局と協調して施策を進めていただきたい。

○（奈良副市長）「学校給食費にかかる子育て世帯に対する負担軽減」について、このタイミングで小学校１年生のみを対象として実施すべきなのか。この前段で審議した「物価高騰に伴う学校給食費の改定」の中でも野党３党が法案を提出したと説明があり、また「物価高騰に伴う学校給食費の保護者負担の軽減」においても、本市をとりまく近隣自治体が完全無償化を行っていると説明があった。近隣自治体がこれだけ完全無償化に取り組んでいる中で、町田市や八王子市の方が良いという保護者の気持ちが大きくなってしまうのではないかと気がかりであり非常に怖い。国がどのような動きをするかわからないが、令和７

年度中には多少の方向性を出さざるを得なくなるのではないかと考える。前段の審議において、改定分と高騰分を公費負担するということであれば、小学校１年生の無償化を実施せず、国の動向を注視するというのも選択肢の１つではないかと考える。近隣自治体が完全無償化に取り組む中で、小学校１年生のみの無償化をどのようにアピールしていくのか。また、小学校１年生以外の保護者がどう捉えるのか。

→（教育局長）奈良副市長のご心配はご尤もなところではあるが、今回提案に至った中では、財政支出は伴うが、国の動向に先んじて、小学校１年生の無償化に取り組ませていただきたい。東京都は全市区町村において無償化に取り組むと考えるが、県内では厚木市など一部の自治体に留まっているため、県内という狭い視点で見ると先行した取組である。また、「物価高騰に伴う学校給食費の保護者負担の軽減」は、継続的な事業ではなく、経過措置的に取り組むものであり、段階的に公費負担を減額させていくという提案である。そのような中で、小学校１年生の無償化は、こども・若者未来局が当初提案していたクーポン券の配布を踏まえた中で、提案に至ったものである。

→（奈良副市長）市はそのように説明するかもしれないが、保護者には、先んじた取組ではなく、後発の取組として捉えられてしまうかもしれない。また、小学校１年生の無償化を実施することで、前段で審議した改定分と高騰分の公費負担も薄れてきてしまい、どちらにも影響が出ると考える。

→（市長）提案前は、第３子の無償化を検討していたと認識しているが。

→（教育局長）多子世帯の検討も進めていたが、全庁的に取り組んでいる少子化対策の中で、令和８年度の取組として検討すると整理されたため、今回の提案には含めていない。

→（こども・若者未来局長）本市の特徴として、第１子を産む割合は高いが、第２子以降は低い傾向にある。第２子以降を無償化とした場合、どこまで効果が表れるものなのか。子育て世帯の経済的負担が大きな中で、経済的支援を１つ柱として立てたく、また、「子育てするならさがみはら」をＰＲしていくには、東京都と比較すると厳しい部分はあるが、本市としてどこに力を入れていくべきか整理した結果、小学校１年生の無償化の提案に至った。

→（奈良副市長）第２子以降が生みづらい環境であるのであれば、第２子以降をターゲットとし無償化する方が、本市の状況に適していると考える。

→（市長）第２子の給食費を無償化した場合、どの程度の事業費となるのか。

→（学校給食・規模適正化担当部長）例えば、相模原市立小学校に２人通っていた場合、２人目を無償化すると約４億円となり、小学校・中学校と範囲を広げた場合、２人目を無償化すると約７．４億円の事業費となる見込みである。

→（奈良副市長）小学校１年生を無償化した場合、市の取組・姿勢として近隣自治体と渡り合っていけるのか。

→（こども・若者未来局長）近隣自治体と渡り合うのか、それとも子育て世帯の経済的負担軽減を少しでも図っていくのか、どちらかの考えになる。

→（石井副市長）第２子を対象とするのであれば、至急整理する必要があるが、議論として十分なのかどうか。

→（教育長）奈良副市長がおっしゃることも理解できる。条例に紐づく事業としてではなく、改めて検討し、令和８年度以降の取組として再提案するというのはいかがか。

→（石井副市長）例えば、第２子以降を無償化した場合、子どもは１人だけと決めた保護者からは意見が出る。全てが同じ理屈である。これから国が動くであろうという状況の中で、どれだけインパクトのある子育て施策を打ち出せるかという視点も必要である。私は第２子以降より、小学校１年生の無償化の方がインパクトはあると考える。支援を限定的にする以上、必ず意見は出てくる。

（２）結　果

○原案のとおり承認する。

以　上